障害福祉ガイドブック

～誰もがいきいきと住み続けるまちづくり～

加　須　市

平成２７年１０月１日現在

【ご利用にあたって】

〇このガイドブックは、障害のある方等のために各種制度の概要と、お問い合わせ窓口を紹介しています。
〇必要とされるサービスを探す際の参考として、ご利用いただければ幸いです。
〇詳しい内容や具体的な手続きについては、各窓口にお問い合わせください。
〇このガイドブックの内容は、表紙の年月日現在で作成していますので、掲載内容は制度改正等により変わることがあります。

～介護保険サービスを利用できる方へ～

一部のサービスについて、介護保険でも同様の制度が利用できます。その場合は原則として介護保険でのサービスを優先的にご利用いただくことになります。

障害程度別サービス一覧　【身体障害】　　肢体不自由

	サービス　／　障害等級	1	2	3	4	5	6	ページ	備　考
医療	重度心身障害者医療費助成	△	△	△	△			14	医療費の助成
	自立支援医療（育成医療）の給付	△	△	△	△	△	△	15	18 歳未満
	自立支援医療（更生医療）の給付	△	△	△	△	△	△	15	18 歳以上
日常生活の援助	補装具費の支給	△	△	△	△	△	△	19	一部自己負担あり
	日常生活用具の給付・貸与	△	△	△	△	△	△	20	一部自己負担あり
	重度障害者居宅改善整備	△	△					26	限度額 24 万円
	住宅改修費の給付	△	△	△				26	限度額 20 万円
	県営住宅の抽選当選率の優遇	○	○	○	○			26	県住宅供給公社
	訪問入浴サービス	△	△	△	△	△	△	27	月２回の訪問入浴
	紙おむつの給付	△	△					27	現物給付
	電話ファクシミリ使用料助成							27	月 1,000 円を上限に補助
行動範囲の拡大	手話通訳者・要約筆記者の派遣							35	埼玉聴覚障害者情報センター
	生活サポート	○	○	○	○	○	○	38	一部自己負担あり
	自動車燃料費助成	△	△	△	△	△		40	1 ﾘｯﾙ 50 円（月 20 ﾘｯﾙまで）
	福祉タクシー利用料金の助成	○	○					40	年間 24 枚のタクシー利用券
	自動車運転免許取得費用の助成	○	○	○	○	○	○	41	12 万円を限度に助成
	自動車改造費用の助成	△	△	△	△	△	△	41	10 万円を限度に助成
	駐車禁止適用除外	△	△	△	△			42	加須警察署
	郵便投票制度	○	○					46	市選挙管理委員会
手当	障害基礎年金	△	△	△	△			52	障害年金
	特別障害者手当	△	△					53	月額 26,620 円の手当
	在宅重度心身障害者手当	△	△					53	月額 5,000 円の手当
	心身障害者扶養共済制度	○	○	○				54	扶養共済への加入
税金	所得税等の控除	○	○	○	○	○	○	55	税金の障害者控除
	自動車税・自動車取得税の減免	○	○	△	△	△	△	55	自動車税事務所
公共料金	ＪＲ運賃割引	△	△	△	△	△	△	59	各会社窓口
	バス運賃割引	○	○	○	○	○	○	59	各会社窓口
	タクシー運賃割引	○	○	○	○	○	○	60	10%割引
	有料道路通行料金の割引	△	△	△	△	△	△	61	50%割引
	ＮＨＫ放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	62	ＮＨＫさいたま放送局
	ＮＴＴ番号案内の料金免除	△	△					63	ＮＴＴ支店・営業所

△は一部該当です。○が付いていても対象外となる場合もあります（該当ページに詳細記載）。

障害程度別サービス一覧　【身体障害】　　**視覚障害**

	サービス　／　障害等級	1	2	3	4	5	6	ページ	備　考
医療	重度心身障害者医療費助成	△	△	△				14	医療費の助成
	自立支援医療（育成医療）の給付	△	△	△	△	△	△	15	18 歳未満
	自立支援医療（更生医療）の給付	△	△	△	△	△	△	15	18 歳以上
日常生活の援助	補装具費の支給	△	△	△	△	△	△	19	一部自己負担あり
	日常生活用具の給付・貸与	△	△	△	△	△	△	20	一部自己負担あり
	重度障害者居宅改善整備							26	限度額 24 万円
	住宅改修費の給付							26	限度額 20 万円
	県営住宅の抽選当選率の優遇	○	○	○	○			26	県住宅供給公社
	訪問入浴サービス	△	△	△	△	△	△	27	月２回の訪問入浴
	紙おむつの給付							27	現物給付
	電話ファクシミリ使用料助成							27	月 1,000 円を上限に補助
行動範囲の拡大	手話通訳者・要約筆記者の派遣							35	埼玉聴覚障害者情報センター
	生活サポート	○	○	○	○	○	○	38	一部自己負担あり
	自動車燃料費助成							40	1 ﾘｯﾄﾙ 50 円（月 20 ﾘｯﾄﾙまで）
	福祉タクシー利用料金の助成	○	○					40	年間 24 枚のタクシー利用券
	自動車運転免許取得費用の助成	○	○	○	○	○	○	41	12 万円を限度に助成
	自動車改造費用の助成	△	△	△	△	△	△	41	10 万円を限度に助成
	駐車禁止適用除外	○	○	○	△			42	加須警察署
	郵便投票制度							46	市選挙管理委員会
手当	障害基礎年金	△	△	△	△			52	障害年金
	特別障害者手当	△	△					53	月額 26,620 円の手当
	在宅重度心身障害者手当	△	△					53	月額 5,000 円の手当
	心身障害者扶養共済制度	○	○	○				54	扶養共済への加入
税金	所得税等の控除	○	○	○	○	○	○	55	税金の障害者控除
	自動車税・自動車取得税の減免	○	○	○	△			55	自動車税事務所
公共料金	ＪＲ運賃割引	△	△	△	△	△	△	59	各会社窓口
	バス運賃割引	○	○	○	○	○	○	59	各会社窓口
	タクシー運賃割引	○	○	○	○	○	○	60	10%割引
	有料道路通行料金の割引	△	△	△	△	△	△	61	50%割引
	ＮＨＫ放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	62	ＮＨＫさいたま放送局
	ＮＴＴ番号案内の料金免除	○	○	○	○	○	○	63	ＮＴＴ支店・営業所

△は一部該当です。○が付いていても対象外となる場合もあります（該当ページに詳細記載）。

聴覚、平衡・音声・言語
・そしゃく機能障害

障害程度別サービス一覧　【身体障害】

	サービス　／　障害等級	2	3	4	6	ページ	備　考
医療	重度心身障害者医療費助成	△	△	△		14	医療費の助成
	自立支援医療（育成医療）の給付	△	△	△	△	15	18 歳未満
	自立支援医療（更生医療）の給付	△	△	△	△	15	18 歳以上
日常生活の援助	補装具費の支給	△	△	△	△	19	一部自己負担あり
	日常生活用具の給付・貸与	△	△	△	△	20	一部自己負担あり
	重度障害者居宅改善整備					26	限度額 24 万円
	住宅改修費の給付					26	限度額 20 万円
	県営住宅の抽選当選率の優遇	○	○	○		26	県住宅供給公社
	訪問入浴サービス	△	△	△	△	27	月２回の訪問入浴
	紙おむつの給付					27	現物給付
	電話ファクシミリ使用料助成	○	○			27	月 1,000 円を上限に補助
行動範囲の拡大	手話通訳者・要約筆記者の派遣	○	○	○	○	35	埼玉聴覚障害者情報センター
	生活サポート	○	○	○	○	38	一部自己負担あり
	自動車燃料費助成					40	1 ﾘｯﾄﾙ 50 円（月 20 ﾘｯﾄﾙまで）
	福祉タクシー利用料金の助成	○				40	年間 24 枚のタクシー利用券
	自動車運転免許取得費用の助成	○	○	○	○	41	12 万円を限度に助成
	自動車改造費用の助成	△	△	△	△	41	10 万円を限度に助成
	駐車禁止適用除外	○	○			42	加須警察署
	郵便投票制度					46	市選挙管理委員会
手当	障害基礎年金	△	△	△		52	障害年金
	特別障害者手当					53	月額 26,620 円の手当
	在宅重度心身障害者手当	△				53	月額 5,000 円の手当
	心身障害者扶養共済制度	○	○			54	扶養共済への加入
税金	所得税等の控除	○	○	○	○	55	税金の障害者控除
	自動車税・自動車取得税の減免	○	△			55	自動車税事務所
公共料金	ＪＲ運賃割引	△	△	△	△	59	各会社窓口
	バス運賃割引	○	○	○	○	59	各会社窓口
	タクシー運賃割引	○	○	○	○	60	10%割引
	有料道路通行料金の割引	△	△	△	△	61	50%割引
	ＮＨＫ放送受信料の減免	△	△	△	△	62	ＮＨＫさいたま放送局
	ＮＴＴ番号案内の料金免除					63	ＮＴＴ支店・営業所

△は一部該当です。○が付いていても対象外となる場合もあります（該当ページに詳細記載）。

障害程度別サービス一覧　【身体障害】　　内部機能障害

	サービス　／　障害等級	1	2	3	4	ページ	備　考
医療	重度心身障害者医療費助成	△	△	△		14	医療費の助成
	自立支援医療（育成医療）の給付	△	△	△	△	15	18 歳未満
	自立支援医療（更生医療）の給付	△	△	△	△	15	18 歳以上
日常生活の援助	補装具費の支給	△	△	△	△	19	一部自己負担あり
	日常生活用具の給付・貸与	△	△	△	△	20	一部自己負担あり
	重度障害者居宅改善整備					26	限度額 24 万円
	住宅改修費の給付					26	限度額 20 万円
	県営住宅の抽選当選率の優遇	○	○	○	○	26	県住宅供給公社
	訪問入浴サービス	△	△	△	△	27	月２回の訪問入浴
	紙おむつの給付					27	現物給付
	電話ファクシミリ使用料助成					27	月 1,000 円を上限に補助
行動範囲の拡大	手話通訳者・要約筆記者の派遣					35	埼玉聴覚障害者情報センター
	生活サポート	○	○	○	○	38	一部自己負担あり
	自動車燃料費助成					40	1 ﾘｯﾙ 50 円（月 20 ﾘｯﾙまで）
	福祉タクシー利用料金の助成	○	○			40	年間 24 枚のタクシー利用券
	自動車運転免許取得費用の助成	○	○	○	○	41	12 万円を限度に助成
	自動車改造費用の助成	△	△	△	△	41	10 万円を限度に助成
	駐車禁止適用除外	○	○	○		42	加須警察署
	郵便投票制度	○	○	○		46	市選挙管理委員会
手当	障害基礎年金	△	△	△		52	障害年金
	特別障害者手当	△				53	月額 26,620 円の手当
	在宅心身障害者手当	△	△			53	月額 5,000 円の手当
	心身重度障害者扶養共済制度	○	○	○		54	扶養共済への加入
税金	所得税等の控除	○	○	○	○	55	税金の障害者控除
	自動車税・自動車取得税の減免	○	○	○		55	自動車税事務所
公共料金	ＪＲ運賃割引	△	△	△	△	59	各会社窓口
	バス運賃割引	○	○	○	○	59	各会社窓口
	タクシー運賃割引	○	○	○	○	60	10%割引
	有料道路通行料金の割引	△	△	△	△	61	50%割引
	ＮＨＫ放送受信料の減免	△	△	△	△	62	ＮＨＫさいたま放送局
	ＮＴＴ番号案内の料金免除					63	ＮＴＴ支店・営業所

△は一部該当です。○が付いていても対象外となる場合もあります（該当ページに詳細記載）。

障害程度別サービス一覧　【知的障害】

	サービス　／　障害等級	Ⓐ	A	B	C	ページ	備　考
医療	重度心身障害者医療費助成	△	△	△		14	医療費の助成
	自立支援医療（育成医療）の給付					15	18 歳未満
	自立支援医療（更生医療）の給付					15	18 歳以上
日常生活の援助	補装具費の支給					19	一部自己負担あり
	日常生活用具の給付・貸与	△	△	△	△	20	一部自己負担あり
	重度障害者居宅改善整備					26	限度額 24 万円
	住宅改修費の給付					26	限度額 20 万円
	県営住宅の抽選当選率の優遇	○	○	○		26	県住宅供給公社
	訪問入浴サービス					27	月２回の訪問入浴
	紙おむつの給付	△	△			27	現物給付
	電話ファクシミリ使用料助成					27	月1,000円を上限に補助
行動範囲の拡大	手話通訳者・要約筆記者の派遣					35	埼玉聴覚障害者情報センター
	生活サポート	○	○	○	○	38	一部自己負担あり
	自動車燃料費助成	○	○			40	1 ﾘｯﾄﾙ 50 円（月 20 ﾘｯﾄﾙまで）
	福祉タクシー利用料金の助成	○	○			40	年間 24 枚のタクシー利用券
	自動車運転免許取得費用の助成	△	△	△	△	41	12 万円を限度に助成
	自動車改造費用の助成	△	△	△	△	41	10 万円を限度に助成
	駐車禁止適用除外	○	○			42	加須警察署
	郵便投票制度					46	市選挙管理委員会
手当	障害基礎年金	△	△	△	△	52	障害年金
	特別障害者手当	△	△			53	月額 26,620 円の手当
	在宅重度心身障害者手当	△	△			53	月額 5,000 円の手当
	心身障害者扶養共済制度	○	○	○	○	54	扶養共済への加入
税金	所得税等の控除	○	○	○	○	55	税金の障害者控除
	自動車税・自動車取得税の減免	○	○			55	自動車税事務所
公共料金	ＪＲ運賃割引	△	△	△	△	59	各会社窓口
	バス運賃割引	○	○	○	○	59	各会社窓口
	タクシー運賃割引	○	○	○	○	60	10%割引
	有料道路通行料金の割引	△	△	△	△	61	50%割引
	ＮＨＫ放送受信料の減免	△	△	△	△	62	ＮＨＫさいたま放送局
	ＮＴＴ番号案内の料金免除	○	○	○	○	63	ＮＴＴ支店・営業所

△は一部該当です。○が付いていても対象外となる場合もあります（該当ページに詳細記載）。

障害程度別サービス一覧　【精神障害】

	サービス　／　障害等級	1	2	3	ページ	備　考
医療	重度心身障害者医療費助成	△	△		14	医療費の助成
	自立支援医療（精神通院）	△	△	△	16	医療費１割負担
日常生活の援助	補装具費の支給				19	一部自己負担あり
	日常生活用具の給付・貸与	△	△	△	20	一部自己負担あり
	重度障害者居宅改善整備				26	限度額 24 万円
	住宅改修費の給付				26	限度額 20 万円
	県営住宅の抽選当選率の優遇	○	○		26	県住宅供給公社
	訪問入浴サービス				27	月２回の訪問入浴
	紙おむつの給付				27	現物給付
	電話ファクシミリ使用料助成				27	月 1,000 円を上限に補助
行動範囲の拡大	手話通訳者・要約筆記者の派遣				35	埼玉聴覚障害者情報センター
	生活サポート	○	○	○	38	一部自己負担あり
	自動車燃料費助成				40	１㍑ 50 円（月 20 ㍑まで）
	福祉タクシー利用料金の助成				40	年間 24 枚のタクシー利用券
	自動車運転免許取得費用の助成	○	○	○	41	12 万円を限度に助成
	自動車改造費用の助成	△	△	△	41	10 万円を限度に助成
	駐車禁止適用除外	○			42	加須警察署
	郵便投票制度				46	市選挙管理委員会
手当	障害基礎年金	△	△	△	52	障害年金
	特別障害者手当	△	△		53	月額 26,620 円の手当
	在宅重度心身障害者手当	△			53	月額 5,000 円の手当
	心身障害者扶養共済制度	△	△	△	54	扶養共済への加入
税金	所得税等の控除	○	○	○	55	税金の障害者控除
	自動車税・自動車取得税の減免	△			57	自動車税事務所
公共料金	ＪＲ運賃割引				59	各会社窓口
	バス運賃割引	○	○	○	59	各会社窓口
	タクシー運賃割引				60	10%割引
	有料道路通行料金の割引				61	50%割引
	ＮＨＫ放送受信料の減免	△	△	△	62	ＮＨＫさいたま放送局
	ＮＴＴ番号案内の料金免除	○	○	○	63	ＮＴＴ支店・営業所

△は一部該当です。○が付いていても対象外となる場合もあります（該当ページに詳細記載）。

障害程度別サービス一覧　【難病】　＊対象となる難病は巻末別表第１

	サービス　／　障害等級		ページ	備　考
医療	重度心身障害者医療費助成		14	医療費の助成
	自立支援医療（育成医療）の給付		15	18 歳未満
	自立支援医療（更生医療）の給付		15	18 歳以上
日常生活の援助	補装具費の支給	△	19	一部自己負担あり
	日常生活用具の給付・貸与	△	20	一部自己負担あり
	重度障害者居宅改善整備		26	限度額 24 万円
	住宅改修費の給付	△	26	限度額 20 万円
	県営住宅の抽選当選率の優遇		26	県住宅供給公社
	訪問入浴サービス		27	月２回の訪問入浴
	紙おむつの給付		27	現物給付
	電話ファクシミリ使用料助成		27	月 1,000 円を上限に補助
行動範囲の拡大	手話通訳者・要約筆記者の派遣		35	埼玉聴覚障害者情報センター
	生活サポート	○	38	一部自己負担あり
	自動車燃料費助成		40	1 ﾘｯﾄﾙ 50 円（月 20 ﾘｯﾄﾙまで）
	福祉タクシー利用料金の助成		40	年間 24 枚のタクシー利用券
	自動車運転免許取得費用の助成	○	41	12 万円を限度に助成
	自動車改造費用の助成	△	41	10 万円を限度に助成
	駐車禁止適用除外		42	加須警察署
	郵便投票制度	△	46	市選挙管理委員会
手当	障害基礎年金	△	52	障害年金
	特別障害者手当		53	月額 26,620 円の手当
	在宅心身障害者手当		53	月額 5,000 円の手当
	心身重度障害者扶養共済制度		54	扶養共済への加入
税金	所得税等の控除		55	税金の障害者控除
	自動車税・自動車取得税の減免		55	自動車税事務所
公共料金	ＪＲ運賃割引		59	各会社窓口
	バス運賃割引		59	各会社窓口
	タクシー運賃割引		60	10%割引
	有料道路通行料金の割引		61	50%割引
	ＮＨＫ放送受信料の減免		62	ＮＨＫさいたま放送局
	ＮＴＴ番号案内の料金免除		63	ＮＴＴ支店・営業所

△は一部該当です。○が付いていても対象外となる場合もあります（該当ページに詳細記載）。

もくじ

１．相談・援護の窓口

ページ

市の窓口 …… 1
県の窓口 …… 2
その他の窓口 …… 4
難病の相談 …… 6
教育相談 …… 7
就業相談 …… 8
障害者団体 …… 9

２．障害者手帳

身体障害者手帳の交付……10
療育手帳の交付 ……12
精神障害者保健福祉手帳の交付……13

３．医療費の助成

重度心身障害者医療費の助成……14
後期高齢者医療制度……14
自立支援医療（育成医療）……15
自立支援医療（更生医療）……15
心身障害者（児）歯科診療……15
自立支援医療（精神通院医療）……16
未熟児養育医療の給付……17
先天性血液凝固因子欠乏症等医療の給付……17
小児慢性特定疾病医療費助成制度……18
指定難病医療給付制度……18
結核医療費の公費負担……18

４．日常生活の援助

（１）福祉用具の給付・貸与

補装具費の支給 ……19
日常生活用具の給付・貸与……20
難聴児の補聴器購入費用の助成 …… 24
小児慢性特定疾患児への日常生活用具の給付……25

車椅子の貸与 ……25
介護すまいる館の利用……25

（２）住宅環境
重度障害者居宅改善整備費の補助……26
住宅改修費の給付……26
県営住宅の抽選当選率の優遇……26
県営住宅の家賃の減免……26
訪問入浴サービス……27
紙おむつの給付 ……27
電話ファクシミリ使用料の助成……27

５．障害福祉サービス等
（１）障害福祉サービス、障害児通所支援
障害福祉サービス……28
障害児通所支援 ……31
市内の障害福祉サービス・障害児通所支援事業所一覧 ……31

（２）その他の施設の利用
生活ホームの利用……34
地域活動支援センターの利用……34
簡易通園母子訓練施設の利用……34

６．行動範囲の拡大
（１）外出援助
手話通訳者・要約筆者の派遣……35
移動支援事業 ……35
日中一時支援事業……37
障害児（者）生活サポート事業……38
福祉有償運送の移送サービス……39
身体障害者介助犬の給付……39

（２）自動車等
自動車燃料費の助成……40
福祉タクシー利用料金の助成……40

自動車運転免許適性相談……41
自動車運転免許取得費用の助成……41
自動車改造費用の助成……41
駐車禁止適用除外……42
車椅子対応軽自動車の貸出……42
リフト付き大型バスの提供……42

7．社会参加の促進

（1）社会活動の助長・援助

市ホームページ……43
かぞホッとメール……43
「彩の国だより」点字版・音声版の発行・配布……45
「県議会だより」点字版・音声版の発行・配布……45
点字図書・録音図書の貸出、対面朗読……45
郵便による不在者投票……46
青い鳥郵便はがきの配布……46
成年後見制度……47
福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）……47

（2）機能訓練・レクリエーション

障害者スポーツ・レクリエーション……48
障がい者スポーツ交流大会……48
音声機能障害者の発声教室……48
障害者ＩＴサポートセンター……48
オストメイト社会適応訓練……48

8．就労・雇用の支援

更生訓練費の支給……49
就職支度金の支給……49
職業能力開発校……49
知的障害者職親制度……49
トライアル雇用……49
障害者対象委託職業訓練……50
ヘレン・ケラー学院盲学生技能習得訓練委託制度……50

９．手当・年金等

特別児童扶養手当……51
児童扶養手当 ……51
障害基礎年金 ……52
障害厚生年金 ……52
重度視覚障害者介助手当……52
特別障害者手当等……53
在宅重度心身障害者手当……53
心身障害者扶養共済制度……54

１０．税の控除・減免

所得税の障害者控除……55
市県民税の障害者控除……55
相続税の障害者控除……56
贈与税の控除 ……56
医療費の控除 ……56
個人事業税の非課税……56
自動車税・自動車取得税の減免……57
軽自動車税の減免……58

１１．公共料金の割引

（１）交通機関

ＪＲ（鉄道）運賃の割引……59
バス運賃の割引 ……59
国内航空運賃の割引……60
タクシー料金の割引……60
有料道路通行料金の割引……61

（２）その他の各種割引

ＮＨＫ放送受信料の減免……62
郵便物の減額及び無料扱い……63
ＮＴＴ番号案内の料金免除……63
埼玉県の公共施設の使用料等の減免……64
携帯電話料金の割引……64
福祉保養施設 ……64

１２．資金貸付制度

生活福祉資金の貸付……65

１３．災害時等の支援

（１）緊急時（事件・事故）の連絡先

緊急時の１１０番通報……66
緊急時の１１９番通報……66

（２）災害時の支援

災害時要援護者支援制度……67

参考資料

障害者のシンボルマーク……68
巻末別表第１　障害者総合支援法対象疾病（難病等）……69
巻末別表第２　指定難病一覧（指定難病に係る医療給付制度）……71

制度によっては一部自己負担や所得制限が設けられているもの、更新の手続きが必要となるもの、事前に申請が必要なものがあります。また、障害施設もしくは介護施設に入所された場合などは、利用対象者であっても一部に制限が生じることもあります。

資格要件に該当しなくなったときやサービスの利用を止めるときなどは必ず各窓口へ連絡をお願いします。

1．相談・援護の窓口

市の窓口

●福祉事務所（市役所内）

生活保護をはじめ、児童・高齢者・母子・障害者福祉の総合窓口として相談に応じ、情報提供、相談指導、援護を行うなど総合的な福祉サービスを提供しています。相談には、担当のケースワーカーがそれぞれの立場に立って、国・県・市で行っている福祉施策を最大限に活用し、いろいろな問題をともに解決して福祉の向上を図るようにしています。

心身に障害のある方や、心身に障害のある家族をお持ちの方は、福祉事務所にご相談ください。お近くの各総合支所でも相談に応じます。また、障害が重いため窓口に相談に来られない方には、担当のケースワーカーが家庭訪問して相談に応じます。

加須市役所

・障がい者福祉課（障害者福祉）　・社会福祉課（生活保護）
・子育て支援課（児童福祉・母子福祉）　・高齢者福祉課（高齢者福祉）

〒347-8501　加須市下三俣 290
電話 0480-62-1111（代表）／ＦＡＸ0480-61-4281

騎西総合支所　福祉課
〒347-0192　加須市騎西 36-1
電話 0480-73-1111（代表）／ＦＡＸ0480-73-5501

北川辺総合支所　福祉課
〒349-1292　加須市麦倉 1481-1
電話 0280-61-1204（直通）／ＦＡＸ0280-62-2114

大利根総合支所　福祉課
〒349-1193　加須市北下新井 1679-1
電話 0480-72-1317（直通）／ＦＡＸ0480-72-4962

●保健センター

新生児期からお年寄りまでの健康に関する相談や健康教育、健康診査、家庭訪問などによる指導が受けられます。

・加須保健センター　〒347-0061　加須市諏訪 1-3-6
電話 0480-62-1311/ＦＡＸ0480-62-1158
・騎西保健センター　〒347-0123　加須市下崎 404-1
電話 0480-73-3361/ＦＡＸ0480-73-5002
・北川辺保健センター　〒349-1201　加須市柳生 66-1
電話 0280-62-3322/ＦＡＸ0280-62-3491
・大利根保健センター　〒349-1133　加須市琴寄 901-1
電話 0480-72-5799/ＦＡＸ0480-72-5797

●障害者虐待に関する相談・通報

養護者・障害者福祉施設従事者・使用者（雇用主等）による虐待を受けた思われる障害者を発見した場合は、速やかに市に通報してください。

・加須市役所　障がい者福祉課　・各総合支所　福祉課　（電話番号等は上記参照）

県の窓口

●埼玉県総合リハビリテーションセンター　身　療

リハビリのための医療・訓練を行うほか、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく更生相談などの業務を行います。

〒362-8567　上尾市西貝塚 148-1

電話 048-781-2222（代表）／FAX048-781-1552

●埼玉県立精神保健福祉センター（愛称　埼玉県ﾒﾝﾀﾙﾍﾙｽｾﾝﾀｰ）　精

埼玉県における地域精神保健福祉推進の中核施設として、心の病気の予防と治療、精神障害者の社会復帰訓練を総合的に行います。

〒362-0806　伊奈町小室 818-2

電話 048-723-3333（代表）／ＦＡX048-723-1550

▽家庭内や学校での悩み、人間関係などの心の健康についての相談専用電話を設置しています。こころの電話（048-723-1447、月～金曜、9:00～17:00）

●加須保健所　療　精　難

乳幼児の発育発達に関する相談支援や子どもの心の健康相談、精神保健に関する普及啓発や相談、難病に関する療養上の相談を行います。

〒347-0031　加須市南町 5-15

電話 0480-61-1216／ＦＡX0480-62-2936

●熊谷児童相談所　　療

18 歳未満の児童の養育、発達に関する相談に応じ、児童の心理判定、児童福祉施設への入所などによりそれぞれの相談に必要な指導援助を行います。

〒360-0014　熊谷市箱田 5-12-1

電話 048-521-4152／ＦＡX048-520-1036

●埼玉県立小児医療センター

地域の保健・医療・福祉・教育と連携しながら、子どもの健康増進・疾病の早期発見、地域保健活動の援助、発達の支援などの小児保健活動を行います。

〒339-8551　さいたま市岩槻区馬込 2100

電話 048-758-1811／ＦＡX048-758-1818

●埼玉県障害者交流センター

障害のある方が社会参加の促進を図るため、各種の相談、研修、教養の向上、スポーツ・レクリエーション活動などに利用できます。

〒330-8522　さいたま市浦和区大原 3-10-1

電話 048-834-2222／ＦＡX048-834-3333

●埼玉県立総合教育センター

子どもの発達・障害・養育など、面接相談を行っています。

埼玉県立総合教育センター特別支援教育担当

〒361-0021　行田市富士見町 2-24

電話 048-556-6164（代表）／ＦＡX048-556-3396

●権利擁護センター（埼玉県社会福祉協議会）

（１）権利擁護相談

生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者や障害者が、安心して日常生活を送れるよう、生活上の様々な相談を受け、解決に向け支援します。

相談内容	開所曜日	時間
生活相談	月曜日～金曜日	9:00～16:00
法律相談（要予約）	水曜日、金曜日	13:00～14:30

【電　話】　048-822-1204 または 1240　（祝日、年末年始を除く）
ＦＡＸ048-822-1406

（２）福祉サービス苦情相談（埼玉県運営適正化委員会）

福祉サービスの利用に関する不満がある場合や事業者との話し合いで解決できない場合に相談を受け、解決に向け支援します。

【相談日】　月～金曜日　９：00～16：00（祝日、年末年始を除く）
【電　話】　048-822-1243
相談窓口　権利擁護センター（埼玉県社会福祉協議会）
〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかﾌﾟﾗｻﾞ内
電話 048-822-1243／ＦＡＸ048-822-1406

●身体障害者結婚相談員　身

結婚を希望する身体障害者に対して、相談、紹介を行うとともに相互交流のつどいを開催しています。

【相談日】　火、木、土曜日　10：00～16：00
相談窓口　埼玉県身体障害者福祉協会
〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1(県障害者交流ｾﾝﾀｰ内)
電話 048-822-5333／ＦＡＸ048-822-5333

●聴覚障害者相談員　身

聴覚障害者の日常生活、社会生活上の問題について相談に応じ、関係機関と協力して解決に努めます。

相談窓口　埼玉聴覚障害者情報センター
〒330-0074　さいたま市浦和区北浦和 5-6-5　浦和合同庁舎別館内
電話 048-814-3353／ＦＡＸ048-814-3355

●難聴児生活相談　身

難聴児及びその保護者から子育てなど生活上の悩み事について相談を受けます。

相談窓口　埼玉県　障害者福祉推進課
〒330-9301　さいたま市浦和区高砂 3-15-1
電話 048-830-3309／ＦＡＸ048-830-4789

●地域療育センター（埼玉県委託事業）

アセスメントにより子どもの特性を把握し、その子に合った個別療育を提供することにより発達を促します。予約制につき、電話でお申し込みください。アセスメント及び親支援は無料、個別療育プログラムの利用は有料です。

相談窓口　利根地域療育センター（相談支援事業所あかり内）
〒346-0014　久喜市吉羽 2-19-63
電話 0480-53-5034（代表）

その他の窓口

●社会福祉協議会

地域において住民の福祉を増進することを目的として、社会福祉に関連のある公的機関、住民団体、ボランティア、一般住民などの参加・協力のもとに様々な活動を行っています。

〇加須市社会福祉協議会
〒347-0007　加須市下三俣 307
電話 0480-62-6451／ＦＡＸ0480-62-6546

〇騎西支所
〒347-0104　加須市根古屋 633-2
電話 0480-73-2341／ＦＡＸ0480-73-3516

〇北川辺支所
〒349-1201　加須市柳生 50-1
電話 0280-62-4000／ＦＡＸ0280-62-4766

〇大利根支所
〒349-1133　加須市琴寄 903
電話 0480-72-5069／ＦＡＸ0480-72-1716

●民生委員・児童委員、主任児童委員

障害のある方や地域の要援護者の自立更生を援助指導するとともに、関係機関との協力のもとに社会福祉の増進に努めています。

また、主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとして、地域を担当する児童委員と一体になって活動します。

●身体障害者相談　身

身体に障害のある方から生活上の悩み事について相談を受けています。

開所日	時　間	場　所
偶数月の第３月曜日	９：30～11：30	市民プラザかぞ 3F

＊具体的日程は、「市報かぞおしらせ版」でご確認ください。

発達支援のための「サポート手帳」

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害及び学習障害などの発達障害のある方（その他、発達が気がかりな方など）について、乳幼児期から成人に至るまで一貫した支援や、様々な生活場面で障害の特性を適切に理解してもらうことを目的に、希望者に対し「サポート手帳」を配布しています。

《配布場所》　障がい者福祉課・各総合支所福祉課・各保健センター

●身体障害者相談員・知的障害者相談員（平成２７年１０月現在）

民間の協力者が相談員となり、障害のある方やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたります。市では、次の方に委嘱しています。

身体障害者相談員

氏　　名	電話番号	担当地区
和田　芳三	0480-62-0007	加　須
末柄　定彌	0480-61-3300	加　須
阿部　仁三	0480-73-4166	騎　西
柿沼　幸治	090-4016-9500	北川辺
林　由美子	0480-72-4456	大利根

知的障害者相談員

氏　　名	電話番号	担当地区
菊池　千代子	0480-48-6373	加　須
松本　千恵子	0480-62-6582	加　須
金久保　欣治	0480-73-1488	騎　西
小林　　昇	0280-62-1580	北川辺
齊藤　貞子	0480-72-2788	大利根

●北埼玉障害者生活支援センター

市の委託を受けた相談支援の専門機関です。日常生活の助言・指導、福祉サービスの利用援助、就労支援、日常の諸手続きなど、障害者の自立を図るために必要な支援を行っています。

〇社会福祉法人　幸生会
〒348-0056　羽生市上川俣 1486-1　（障害者支援施設はくちょう園内）
電話 048-560-3411／ＦＡＸ048-560-3412
E-mail　　sien@kouseikai.net

〇社会福祉法人　共愛会
〒348-8530　羽生市砂山 210
〒348-0058　羽生市中央 3-4-7（分室）羽生市民プラザ付近
電話 048-560-0294／ＦＡＸ048-560-0295
＊利用時間は午前８時３０分から午後５時３０分です。
　日曜日、祝日、年末年始は休業です。
＊分室にて来所相談を行います。開所日は毎週、月曜日、木曜日、金曜日の午前１０時から午後４時です（ただし、休日は除きます）。
＊来所相談を希望される方は事前に電話にてご予約をお願いいたします。

難病の相談

●埼玉県難病相談・支援センター（医療の相談）

難病患者の療養生活や日常生活、介護などに関する様々な悩みや不安、患者会や福祉サービス制度等について、お気軽に相談下さい。難病相談支援員（看護師等）やﾋﾟｱｻﾎﾟｰﾀｰ（難病患者やその家族など）が情報提供や支援を行っております。

国立病院機構東埼玉病院
〒349-0196　蓮田市黒浜 4147
電話 048-768-3351／ＦＡＸ048-768-2305
利用時間　月曜日～金曜日　午前１０時～午後４時
http://esaitama.org/nanbyo/

●埼玉県難病相談・支援センター（生活の相談）

ピアサポーター（難病患者やその家族など）が日常生活の相談やピア・カウンセリング、患者会の紹介を行っています。

社団法人埼玉県障害難病団体協議会　埼玉県障害者交流センター内
〒330-8522　さいたま市浦和区大原 3-10-1
電話 048-834-6674／ＦＡＸ048-834-6674
利用時間　月曜日～金曜日　午前１０時～午後４時
http://www2.tbb.t-com.ne.jp/snk/

教育相談

●特別支援学級・通級指導教室（平成 27 年９月現在）

いろいろな原因で、心身に比較的軽度な障害があり、通常の学級ではその子の障害の状況に応じた適切な教育が受けられない子どもたちに対して、市内の小学校及び中学校に特別支援学級や通級指導教室が設置されています。

学校名	住所	電話番号	特別支援学級	通級指導教室
加須小学校	本町 4-25	0480-61-1001	○	
不動岡小学校	不動岡 798	0480-61-2611	○	○
三俣小学校	北小浜 850	0480-61-2612	○	○
礼羽小学校	礼羽 560	0480-61-2613	○	
大桑小学校	南大桑 3388-1	0480-65-2206	○	
水深小学校	大室 165	0480-65-2205		
樋遣川小学校	下樋遣川 427	0480-68-5770		
志多見小学校	志多見 633	0480-61-2339		
大越小学校	大越 2115	0480-68-6606		
花崎北小学校	花崎北 3-1	0480-66-2567	○	
加須南小学校	下高柳 1991	0480-63-2255	○	
騎西小学校	騎西 52-3	0480-73-0004	○	
田ケ谷小学校	内田ケ谷 447-3	0480-73-0299	○	
種足小学校	中種足 123	0480-73-0199	○	
鴻茎小学校	鴻茎 1596-2	0480-73-0063	○	○
高柳小学校	上高柳 889	0480-73-1549		
北川辺西小学校	麦倉 1189	0280-62-2021	○	
北川辺東小学校	向古河 54	0280-62-2202	○	
大利根東小学校	旗井 807	0480-72-3116	○	
原道小学校	細間 699	0480-72-3117	○	○
豊野小学校	生出 313-1	0480-72-3114	○	
元和小学校	北下新井 521-1	0480-72-3115	○	
昭和中学校	北小浜 70	0480-61-0300	○	
加須西中学校	馬内 1	0480-61-2625	○	
加須東中学校	花崎 1 丁目 22-1	0480-65-2206		
加須北中学校	上樋遣川 4128	0480-68-5651		
加須平成中学校	南大桑 1860	0480-67-1221	○	
騎西中学校	騎西 1001	0480-73-0039	○	
北川辺中学校	麦倉 3705	0280-62-2402	○	
大利根中学校	北下新井 1705-1	0480-72-3118	○	

相談窓口　加須市教育委員会　教育センター（市民プラザかぞ内）
〒347-0055　加須市中央 2-4-17
電話 0480-62-2955／ＦＡＸ0480-62-4913

●特別支援・盲・ろう学校

特別支援学級に入級することが困難な場合は、特別支援・盲・ろう学校に入学することができます。学校は障害の内容によって次のように分けられています。

区分	学校名	住所	電話番号
肢体不自由	県立熊谷特別支援学校	熊谷市川原明戸 605	048-532-3689
	県立宮代特別支援学校	宮代町金原 636-1	0480-35-2432
視覚障害	県立塙保己一学園	川越市笠幡 85-1	049-231-2121
聴覚障害	県立大宮ろう学園	さいたま市北区植竹町 2-68	048-663-7525
知的障害	県立騎西特別支援学校	加須市上種足 888-1	0480-73-3510
	県立久喜特別支援学校	久喜市上清久 1100	0480-23-0081
	県立羽生ふじ高等学園	羽生市下羽生 320-1	048-560-2020

就業相談

●北埼玉障がい者就労支援センター

障害のある方の就労と障害者雇用をお考えの事業所の支援を行っています。
社会福祉法人　共愛会
〒348-8530　羽生市砂山 210
〒348-0058　羽生市中央 3-4-7（分室）羽生市民プラザ付近
電話 048-561-0296／ＦＡＸ048-560-0295
＊利用時間は午前８時３０分から午後５時３０分です。
日曜日、祝日、年末年始は休業です。
＊分室にて来所相談を行います。開所日は毎週、月曜日、木曜日、金曜日の午前１０時から午後４時です（ただし、休日は除きます）。
＊来所相談を希望される方は事前に電話にてご予約をお願いいたします。

●埼葛北障害者就業・生活支援センター

障害者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障害者の職業生活における自立を図るために必要な支援を行っています。
〒346-0011　久喜市青毛 753-1
電話 0480-21-3400／ＦＡＸ0480-26-4870

●埼玉障害者職業センター

障害者の就労と雇用の安定を図るため、公共職業安定所と連携しながら、就職のための相談、職業評価、職業準備訓練、職業適応援助者（ジョブコーチ）による人的支援事業などを行います。
〒338-0825　さいたま市桜区下大久保 136-1
電話 048-854-3222／ＦＡＸ048-854-3260

●公共職業安定所（ハローワーク）

障害者の就労などについて、専門の担当者が相談・紹介を行います。障害者が求職申込をすると、障害の状況、技能、知識、適性、希望などが登録され、就職から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを行います。また、障害者の雇用を促進するために事業主への各種助成制度を実施します。
相談窓口　行田公共職業安定所　〒361-0023　行田市長野 943
電話 048-556-3151／ＦＡＸ048-556-1309

●障害者雇用サポートセンター

より多くの企業に障害者雇用への理解を深めてもらうため、見学会を開催し、障害者の能力や技術などをアピールするとともに適した業務内容や管理手法などの障害者雇用に関する専門的な提案・助言を行います。また、就労を希望する障害者に、関係機関と連携して障害の程度に応じた仕事の提案やコーディネートを行います。
〒330-0074　さいたま市浦和区北浦和 5-6-5　浦和合同庁舎別館１階
電話０４８－８２７－０５４０／ＦＡＸ０４８－８２７－１０３３

市内の障害者団体　身　療

加須市内には、心身に障害のある子をもつ父母の団体や同じ障害をもつ人々が生活や福祉の向上をめざすため組織した団体があり、さまざまな活動をしています。

各団体の活動内容や入会方法等は、各会の代表者の方へお問い合わせください。

身体障害関係団体

団体名	代表者名	電話番号等
加須市身体障害者福祉会	和田　芳三	0480-62-0007
騎西地域身体障害者福祉会	阿部　仁三	0480-73-4166
北川辺身体障害者福祉会	柿沼　幸治	携帯 090-4016-9500
大利根地域身体障害者福祉会	根岸　澄子	0480-72-2249
加須市肢体不自由児者父母の会	若山　良子	0480-65-6068
加須市聴覚障害者協会	西　さち子	ＦＡＸ0480-73-6160
埼玉県視力障害者福祉協会加須支部	金子　善一	0480-65-4320

知的障害関係団体

団体名	代表者名	電話番号等
加須手をつなぐ親の会	松本　千恵子	0480-62-6582
騎西手をつなぐ親の会	金久保　欣治	0480-73-1488

※加須市肢体不自由児者父母の会は、知的障害関係の方も入会しています。

2. 障害者手帳

①身体障害者手帳の交付（紺色または赤色）　身

【内　容】身体の障害について、身体障害者福祉法で定める障害程度に該当すると認められた方が、各種の援護を受けるために必要な手帳です。障害の程度によって１級から６級（数字が小さい級が重度）までに区分されます。
申請には、身体障害者福祉法第 15 条に基づく指定医師の診断書が必要です。

【対象者】視覚、聴覚、平衡機能・音声・言語・そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、腎臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ｳｨﾙｽによる免疫機能に永続する障害のある方

○加須市内の指定医（診断書を作成できる医療機関）一覧（平成２７年７月現在）

医療機関の名称	住所（加須市）	電話番号	指定医師	診断する障害									
				視覚	聴覚	平・音・言・そ	肢体	心臓	腎臓	肝臓	呼吸器	ぼう・直	小腸
中田病院	元町 6-8	61-3122	中田 代助				○						
			中田 恵久子				○						
			中田 豊助				○						
			竹石 美智雄				○						
			矢尾　善英					○					
神沼整形外科医院	睦町 2-2-21	62-5001	神沼 誠一				○						
宮本眼科医院	元町 9-4	61-0366	宮本　正	○									
柿崎耳鼻咽喉科医院	中央 1-7-10	62-5627	柿崎 一郎		○	○							
			柿崎 景子		○	○							
本町福島クリニック	本町 6-33	61-0146	福島 祐一									○	
篠崎医院	大越 1460	68-6308	篠崎 浩之				○						
武正医院	中樋遣川1745-1	69-1057	武正 寿明									○	
あだち眼科	南大桑 1620-1	65-5988	足立 和孝	○									
十善病院	愛宕 1-9-16	61-2595	湯橋 崇幸				○			○		○	
加須ふれあいクリニック	下三俣 1790-1	61-8561	小野田 茂雄				○		○				
おのだ耳鼻咽喉科	浜町 1-5	63-3387	小野田 恵子		○								
鈴木医院（休業中）	中央 1-7-57	61-0066	田村 尚之				○						
騎西クリニック病院	日出安 1313-1	73-3311	岩谷 周一						○			○	
			吉川　衛		○								
			長谷島 伸親								○		
柳生診療所	柳生 2824-1	（0280）62-3851	川俣 和美				○						
大久保病院	砂原 286-1	72-2125	大久保 利弘				○	○					
			大森 秀一郎								○	○	

＊市外・県外の指定医については、加須市役所障がい者福祉課または各総合支所福祉課にお問い合わせください。

申請の手続き

手続きが必要な場合			手続きに必要なもの			
			印鑑	写真	診断書	手帳
新規申請		初めて手帳を申請するとき	○	○（２枚）	○	―
再交付	障害変更	障害の程度が変わったとき 他の障害が加わったとき	○	○（１枚）	○	○
	再認定	再認定の更新をするとき	○	○（１枚）	○	○
	紛失・破損	手帳をなくした（破損した）とき	○	○（１枚）	―	○（破損）
	その他	写真を貼り替えるとき	○	○（１枚）	―	○
変更	居住地変更	住所が変わったとき	○	―	―	○
	氏名変更	氏名が変わったとき	○	―	―	○
返　還		死亡、障害手帳の程度に該当しなくなったとき	○	―	―	○

＊身体障害者手帳用の診断書・意見書の用紙は、加須市役所障がい者福祉課及び各総合支所福祉課にあります。
＊写真は、「縦４㎝×横３㎝、上半身脱帽、１年以内に撮影したもの」でお願いします。
＊申請してから手帳交付までには２～３ヶ月程度の期間を要します。

手帳には原則として有効期限はありません。ただし、障害程度に変化が見込まれる場合（軽度化・重度化）は再認定期間が設けられます。再認定日が近づきましたら更新の手続きをしてください。（手帳「要再認定」欄が空欄の方は更新不要です）
手帳に記載のある「第１種・第２種」については、旅客運賃の割引などに適用されるものです。

各種障害者手帳の色について

平成 27 年 9 月まで、埼玉県の障害者手帳の色は、身体障害者手帳は赤色、療育手帳は緑色、精神障害者保健福祉手帳は水色でしたが、平成 27 年 10 月以降に交付されるものは手帳の種類を問わず全て紺色になります。旧来の色の手帳も、再交付を受けると紺色になります。

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

②療育手帳の交付（紺色または緑色）　療

【内　容】知的障害に関する各種の援護を受けるために必要な手帳です。知的障害とは、先天的な原因、あるいは生後比較的早い時期に脳に受けた障害のため、知能の発達が著しく遅れまたは停滞しているものと定義されており、次の３点の条件を満たす方に手帳が交付されます。①18 歳未満の発症（医学的には精神遅滞という診断）、②概ねＩＱ70 以下、③適応行動の障害を伴うもの
障害程度により Ⓐ（最重度）、Ａ（重度）、Ｂ（中度）、Ｃ（軽度）の４段階に区分されます。

【対象者】知的障害者更生相談所（県総合リハビリテーションセンター）または児童相談所において、知的障害者（児）と認定された方

申請の手続き

手続きが必要な場合			手続きに必要なもの		
			印鑑	写真	手帳
新規申請		初めて手帳を申請するとき	○	○（２枚）	－
再判定		障害程度の再判定を受けようとするとき（手帳に記載されている次の判定日までにする手続き）	○	○（１枚）	○
再交付	紛失・破損	手帳をなくした（破損した）とき	○	○（１枚）	○（破損）
	その他	写真を貼り替えるとき	○	○（１枚）	○
変更	居住地変更	住所が変わったとき	○	－	○
	氏名変更	氏名が変わったとき	○	－	○
返　還		死亡、障害手帳の程度に該当しなくなったとき	○	－	○

＊写真は、「縦４㎝×横３㎝、上半身脱帽、１年以内に撮影したもの」でお願いします。
＊新規申請の方は、母子手帳など本人の生育歴のわかるものをお持ちください。
＊申請してから手帳交付までには２～３ヶ月程度の期間を要します。
＊判定は、あらかじめ定められた日時に下記判定機関が行います。
《18 歳未満の方》　熊谷児童相談所
〒360-0014　熊谷市箱田 5-12-1　電話 048-521-4152
《18 歳以上の方》　埼玉県総合リハビリテーションセンター
〒362-8567　上尾市西貝塚 148-1　電話 048-781-2222（代表）

児童で手帳を取得した場合は３～５年の再判定期間がつきます。判定日が近づきましたら更新の手続きをしてください。

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

③精神障害者保健福祉手帳の交付（紺色または水色）　精

【内　容】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める障害程度に該当すると認められた方が、各種の援護を受けるために必要な手帳です。障害の程度によって１級から３級（数字が小さい級が重度）に区分されます。有効期限は２年間です。有効期限ごとに障害の状況を確認し、更新することができます。

【対象者】精神疾患（統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患）を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方。
＊初診から６ヶ月を経過していることが必要です。

〇障害の程度

１級	単独で日常生活が困難な方（障害年金１級程度）
２級	日常生活に著しい制限を受ける方（障害年金２級程度）
３級	日常生活・社会生活に制限を受ける方（障害年金３級より広い範囲）

申請の手続き

手続きが必要な場合			手続きに必要なもの			
			印鑑	写真	診断書	手帳
新規申請		初めて手帳を申請するとき	〇	〇（１枚）	〇	―
更　新		有効期限の更新をするとき	〇	〇（１枚）	〇	〇
再交付	等級変更	障害の状態が変わったとき	〇	〇（１枚）	〇	〇
	紛失・破損	手帳をなくした（破損した）とき	〇	〇（１枚）	―	〇（破損）
変更	居住地変更	住所が変わったとき	〇	―	―	〇
	氏名変更	氏名が変わったとき	〇	―	―	〇
返　還		死亡、障害手帳の程度に該当しなくなったとき	―	―	―	〇

＊精神障害者保健福祉手帳用の診断書・意見書の用紙は、加須市役所障がい者福祉課及び各総合支所福祉課にあります。
＊写真は、「縦４㎝×横３㎝、上半身脱帽、１年以内に撮影したもの」でお願いします。
＊申請してから手帳交付までには２～３ヶ月程度の期間を要します。
＊精神障害を事由とした障害年金を受給している場合は、年金の証書などで申請することができます。

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

3．医療費の助成

①重度心身障害者医療費の助成　身　療　精

【内　容】重度の心身障害者（児）が病院などで診療を受ける場合に、各種医療保険制度による医療費の一部負担金（高額療養費・附加給付等を除く）を助成する制度です。
交通費、健康診断料、文書料、予防接種代等は助成の対象外となります。
また、精神障害者保健福祉手帳１級で国民健康保険または社会保険加入の方は、精神病床の入院費用も対象外です。

【対象者】・１級、２級、３級の身体障害者手帳をお持ちの方
・Ⓐ、Ａ、Ｂの療育手帳をお持ちの方
・１級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(平成 27 年１月～対象)
・65 歳以上で後期高齢者医療制度等による障害認定を受けた方（②を参照）
⇒65 歳未満で後期高齢者医療制度等の障害認定に該当する状態にある場合。
※ただし、次に該当する方は除きます。
・平成 27 年１月１日以降に、対象となる障害者手帳の交付を受け、その手帳に記載された交付年月日現在で６５歳以上の方
・生活保護を受けている方または中国残留邦人等の認定を受けている方

▽必要書類
１　身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
２　健康保険証
３　印鑑
４　預金通帳（本人名義のもの）

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

②後期高齢者医療制度　身　療　精

【内　容】一定の障害のある方は 65 歳から後期高齢者医療制度に加入できます。後期高齢者医療制度では現役並みの所得がある方を除き、１割負担で医療を受けることができます。なお、保険料は一人ひとりの所得に応じて計算されます。

【対象者】１　国民年金法等障害年金の１級、２級を受給されている方
２　身体障害者手帳１～３級の方、４級のうち次の４項目の障害に該当する方
①音声、言語機能の著しい障害　③一下肢の下腿１/２以上を欠く
②両下肢の全ての指を欠く　④一下肢の機能の著しい障害
３　精神障害者保健福祉手帳１級、２級の方
４　療育手帳 Ⓐ、Ａの手帳をお持ちの方

相談窓口　加須市役所　国保年金課・各総合支所　市民税務課

③自立支援医療（育成医療）　身

【内　　容】身体上の障害を軽くしたり、機能を回復することができるような医療を都道府県等が指定する医療機関で受けられます。
【対 象 者】身体に障害のある児童（18 歳未満）
【対象疾患】肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、音声・言語機能障害、内部障害など
【費　　用】原則として医療費の１割負担。詳細は P17 の別表を参照。

相談窓口　　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

④自立支援医療（更生医療）　身

【内　容】身体上の障害を軽くしたり、機能を回復することができるような医療を都道府県等が指定する医療機関で受けられます。
【対象者】18 歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方
【費　用】原則として医療費の１割負担。詳細は P17 の別表を参照。なお、入院時の食事療養費または生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担となります。

障害認定内容	医療内容
肢体不自由	人工関節置換術、骨切術など
視覚障害	白内障手術、角膜移植手術、眼球摘出後の組織充てん術、義眼包埋術など
聴覚障害	外耳道形成術、人工内耳など
音声・言語・そしゃく機能障害	上（下）顎骨形成術、歯科矯正治療など
心臓機能障害	弁形成・置換術、大動脈冠動脈バイパス術、ペースメーカー埋め込み術、経皮的冠動脈形成術など
腎臓機能障害	血液透析、腎移植術など
肝臓機能障害	肝臓移植術など
小腸機能障害	中心静脈栄養法
免疫機能障害	抗ＨＩＶ療法、免疫調節療法など

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

⑤心身障害者（児）歯科診療　身　療

【内　容】地域の歯科医院で治療できない障害者(児)が県立施設障害者歯科診療所（県立診療所）による治療を受けられます。費用は、通常の保険請求によります。
【対象者】身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方
診療は予約制です。原則として地域歯科医または市からの紹介が必要です。
【受診方法】
（１）　診療所へ行くことが可能な方（訪問による診察を含む）
・歯科医師を受診（または訪問による診察）し、紹介状の交付を受けます。
・県立診療所に連絡し予約をとり、予約日に紹介状を持参し、受診します。
（２）　診療所へ行くことが困難な場合
・市役所へ相談し、受診する方の状態等を伝えます。
・市役所は、聞き取った内容を県立診療所へ通知します。

・県立診療所から、受診する方へ連絡があり、診療日を決定します。
・予約した診療日に受診します。

○県立施設障害者歯科診療所等

医療機関名	住　　所	電話番号
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚 148-1	048-781-2222
埼玉県社会福祉事業団　そうか光生園	草加市柿木町 1215-1	048-936-5088
埼玉県社会福祉事業団　皆光園	深谷市人見 1998	048-573-2021
埼玉県社会福祉事業団　嵐山郷	嵐山町大字古里 1848	0493-62-6221
埼玉県社会福祉事業団　あさか向陽園	朝霞市青葉台 1-10-60	048-466-1411
（社）埼玉県歯科医師会口腔保健センター	さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65	048-835-3210

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

⑥自立支援医療（精神通院医療）　精

【内　容】精神疾患で定期的な通院医療を必要とする方が支払う医療費について、自己負担額の一部を公費で負担する制度です。病院・診療所での診察、院外処方箋、精神科デイケア、訪問看護ステーションを利用した際に対象となります。
【対象者】精神疾患（てんかん、認知症なども含む）で通院治療を受けている方
【費　用】原則として医療費の１割負担。詳細はＰ１７の別表を参照。

申請の手続き

手続きが必要なとき		申請に必要な書類			
		印鑑	意見書（診断書）	保険証	受給者証
新規 再認定	医療のみ申請するとき	○	○	○	－
	医療と手帳あわせて申請するとき	○	○	○	－
内容変更	住所・氏名・医療機関が変わったとき	○	－	－	○
	県外から転入してきたとき	○	－	○	○
	医療保険証が変わったとき	○	－	○	○
	デイケア・訪問看護の追加をするとき	○	－	－	○
再交付	紛失・破損したとき	○	－	－	○（破損）
返還	死亡または不要になったとき	－	－	－	○

＊有効期間は１年で、再認定の手続きは期限の３ヶ月前から可能です。
＊精神障害者保健福祉手帳とあわせて申請するときは、意見書が不要となる場合があります。
＊再認定の場合は、意見書（診断書）の提出が原則２年に１度となります。

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

別表　自立支援医療の利用者負担額

自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）自己負担額は原則１割ですが、受給者の収入や世帯（※）の所得、疾病等の状況（「重度かつ継続（※）」に該当するか）に応じて、毎月の自己負担上限額が設定されています。

※住民票上の家族ではなく、同じ健康保険に加入している家族としています。そのため、同居していても異なる健康保険に加入している家族の方は、別世帯となります。

※継続的な通院治療を受ける必要があり、相当額の医療費がかかる方となります。該当するかは病状によって異なりますので、医療機関にご相談ください。

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">自己負担割合</th><th colspan="2">１ヶ月の自己負担上限額</th></tr>
<tr><th>「重度かつ継続」に該当しない</th><th>「重度かつ継続」に該当する</th></tr>
<tr><td>生活保護世帯</td><td>０割</td><td colspan="2">０円</td></tr>
<tr><td>市町村民税非課税世帯　(低所得１)
本人収入額　年 80 万円以下</td><td>１割</td><td colspan="2">2,500 円</td></tr>
<tr><td>市町村民税非課税世帯　(低所得２)
本人収入額　年 80 万円超</td><td>１割</td><td colspan="2">5,000 円</td></tr>
<tr><td>市町村民税　(中間１)
所得割３万３千円未満</td><td>１割</td><td rowspan="2">上限額の設定なし(医療保険の自己負担限度額)</td><td>5,000 円</td></tr>
<tr><td>市町村民税　(中間２)
所得割 23 万５千円未満</td><td>１割</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td>市町村民税　(一定所得以上)
所得割 23 万５千円以上</td><td>一般医療と同じ扱い</td><td>自立支援医療対象外(一般医療と同じ扱い)</td><td>20,000 円</td></tr>
</table>

⑦未熟児養育医療の給付

【内　容】未熟児の正常な発育を図るため、出生体重 2,000ｇ以下の未熟児等に１歳になるまでを限度として、入院の医療給付を行っています。
指定養育医療機関に委託して給付します。

【費　用】扶養義務者の所得税額により、一部負担金があります。

相談窓口　加須市役所　子育て支援課・各総合支所　福祉課

⑧先天性血液凝固因子欠乏症等医療の給付

【内　容】20 歳以上の先天性血液凝固因子欠乏症等で治療を受けている方を対象として医療の給付を行っています。

○対象疾患

１	第Ⅰ因子（フィブリノゲン）欠乏症	７	第Ⅹ因子（スチュアートプラウァー）欠乏症
２	第Ⅱ因子（プロトロンビン）欠乏症	８	第ⅩⅠ因子（ＰＴＡ）欠乏症
３	第Ⅴ因子（不安定因子）欠乏症	９	第ⅩⅡ因子（ヘイグマン因子）欠乏症
４	第Ⅶ因子（安定因子）欠乏症	１０	第ⅩⅢ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症
５	第Ⅷ因子欠乏症（血友病Ａ）	１１	フォン・ヴィルブランド病
６	第Ⅸ因子欠乏症（血友病Ｂ）	１２	血液凝固因子製剤に起因するHIV 感染症

相談窓口　加須保健所　　〒347-0031　加須市南町 5-15
電話 0480-61-1216／ＦＡＸ0480-62-2936

⑨小児慢性特定疾病医療費助成制度

【内　容】下記の対象疾病にかかり一定の状態にあって治療している１８歳未満の児童を対象として指定医療機関で医療費の助成を行っています。（この助成をすでに受けており、引き続き治療が必要で一定の状態にある場合は２０歳未満までとなります）

【費　用】受給者の加入する健康保険における世帯単位の市町村民税（所得割）の課税額などに応じた自己負担があります。（血友病等及び生活保護受給者は自己負担がありません）

○対象疾病

１	悪性新生物	８	先天性代謝異常
２	慢性腎疾患	９	血液疾患
３	慢性呼吸器疾患	１０	免疫疾患
４	慢性心疾患	１１	神経・筋疾患
５	内分泌疾患	１２	慢性消化器疾患
６	膠原病	１３	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
７	糖尿病	１４	皮膚疾患

相談窓口　加須保健所　　〒347-0031　加須市南町 5-15
電話 0480-61-1216／ＦＡＸ0480-62-2936

⑩指定難病医療給付制度

【内　容】指定難病の治療を受けている方が、指定医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費の一部または全部を給付します。対象となる指定難病は巻末別表第２をご覧ください。

【費　用】受給者の加入する健康保険における世帯単位の市町村民税（所得割）の課税額などに応じた自己負担があります。（生活保護受給者は自己負担がありません）

相談窓口　加須保健所　　〒347-0031　加須市南町 5-15
電話 0480-61-1216／ＦＡＸ0480-62-2936

⑪結核医療費の公費負担

【内　容】（１）結核感染のおそれがあるため、保健所の勧告・措置により入院している方
医療保険と公費で全額負担します。ただし、本人及び扶養義務者の所得税が147 万円を越える場合には、月額２万円の自己負担があります。
（２）通院などにより結核の治療を受けている方のうち、保健所が公費負担を承認している方

【費用等】　結核医療費の 95%を医療保険及び公費で負担します。

相談窓口　加須保健所　　〒347-0031　加須市南町 5-15
電話 0480-61-1216／FAX0480-62-2936

４．日常生活の援助

（１）福祉用具の給付・貸与

障害者(児)、難病患者の日常生活を容易にするため、福祉用具の給付などを行っています。

①補装具費の支給　身　難

【内　容】身体障害者（児)、難病患者の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするための補装具を購入（修理）する際に補助が受けられます。必ず購入の前に申請をしてください。

【対象者】身体障害者手帳所持者、難病患者（障害者本人と配偶者または障害児の世帯の市町村民税所得割が 46 万円以上の場合は対象外です）

＊入院中や施設入所中の方は対象外となる場合があります。

〇補装具の種類

区分	補装具の種目
視覚障害者用	盲人安全杖、義眼、眼鏡（コンタクトレンズ含む）
聴覚障害者用	補聴器
肢体不自由者用	義肢（義手・義足)、装具（上肢・下肢・体幹)、車椅子、電動車椅子、座位保持装置、歩行器、歩行補助杖、重度障害者意思伝達装置
難病患者用	車椅子、電動車椅子、意思伝達装置、整形靴

＊ただし、次のものは児童（18 歳未満）のみです。

排便補助具、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具

【費　用】原則として購入等費用の１割の自己負担となり、世帯の所得に応じて１ヶ月当たりの負担に上限額が設定されています。なお、市町村民税非課税世帯の自己負担はありません。

＊初めて製作するとき（18 歳になってから初めて製作する場合も含みます）は、埼玉県総合リハビリテーションセンターでの判定が必要です。ただし、書類判定で済むものもあります。

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

労災保険などによる義肢･装具の交付

労働者災害補償保険受給者においても、義肢・装具の交付が受けられる場合があります。また、治療用装具として、医師に認められた場合は、健康保険が適用されます。いずれの場合も補装具の制度より優先されます。

詳しくは、労働基準監督署、各健康保険組合へお問い合わせください。

②日常生活用具の給付・貸与　身 療 精 難

【内　容】重度の障害者（児）及び難病患者に対し、日常生活を容易にするため、障害者等用の日常生活用具の給付または貸与を行います。原則として購入等費用の１割の自己負担となり、世帯の所得に応じて１ヶ月当たりの負担に上限額が設定されています。なお、市町村民税非課税世帯の自己負担はありません。必ず購入の前に申請をしてください。対象者、基準額、耐用年数については次のとおりです。

○障害者用

用具の種類		対象者	基準額（円）	耐用年数
肢体不自由	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者	154,000	８年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級で常時介護を必要とする身体障害者、重度又は最重度の知的障害者（児）	19,600	５年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級で常時介護を要する身体障害者（児）	67,000	５年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で、入浴に当たり介助を要する者	82,400	５年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で、下着交換等に当たり介助を要する者	15,000	５年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）	159,000	４年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児で原則３歳以上の者	33,100	５年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児で原則学齢児以上の者	159,200	８年
	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として３歳以上の者	90,000	８年
	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）	4,450	８年
	歩行補助杖（Ｔ字状・棒状の杖）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の身体障害者（児）	木製 2,266 軽金属 3,090	３年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	60,000	８年
	トイレチェアー	頸髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない者	81,000	－

肢体不自由	車椅子用段差昇降機	常時車椅子を使用する身体障害者	260,000	―
	収尿器	高度の排尿機能障害のある者	男性用 普通型 7,931 簡易型 5,871 女性用 普通型 8,755 簡易型 6,077	―
視覚障害	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の身体障害者（児）	7,000	１０年
	視覚障害者用誘導装置	視覚障害者であって、音声による誘導を必要とする者	56,000	―
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で盲人のみの世帯又は、これに準ずる世帯	9,000	５年
	盲人用体重計	視覚障害２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18,000	５年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害２級又は視覚障害２級以上の身体障害者（児）	100,000	５年
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する身体障害者(原則として視覚障害２級かつ聴覚障害２級以上)であって、必要と認められる者	383,500	６年
	点字器	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）	(1)標準型 A 10,712 B 6,798 (2)携帯用 A 7,416 B 1,699	7年 5年
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	63,100	５年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	６年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の者	99,800	６年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	198,000	８年
	盲人用時計	視覚障害２級以上の視覚障害者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	触読式 10,300 音声式 13,300	１０年
	点字図書	視覚障害者（児）	点字図書価格	―

聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上（聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	87,400	１０年
	携帯用信号装置	聴覚障害者であって、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない者	18,000	―
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者（児）等とする。	71,000	５年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900	６年
	文字放送ラジオ	聴覚障害者であって、文字による情報を必要とする者	23,000	―
	福祉電話（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者(原則として２級以上)であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	新規設置 83,300 回線切換のみ 2,000	―
	ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害３級以上の聴覚障害者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話(福祉電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	7,700	―
内部障害	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上の身体障害者（児）	51,500	５年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者	36,000	５年
	電気式たん吸引器		56,400	５年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	17,000	１０年
	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	蓄便袋 月額　8,858 蓄尿袋 月額 11,639	―
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は３歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	月額 12,000	―

音声・言語	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）	98,800	５年
	人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 5,150 電動式 72,203	４年 ５年
知的障害	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者（児）。又は、重度又は最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	皮 12,768 ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ 30,870	３年
	特殊便器	上肢障害２級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者	151,200	８年
	火災警報器	障害等級２級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	15,500	８年
	自動消火器		28,700	８年
	電磁調理器	視覚障害２級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	41,000	６年
視覚障害者用ワードプロセッサー（共同利用）		視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	1,030,000	－

○難病患者用

用具の種類		対　象　者	基準額（円）	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	154,000	８年
	特殊マット	寝たきりの状態にある者	19,600	５年
	特殊尿器	自力で排尿できない者	67,000	５年
	体位変換器	寝たきりの状態にある者	15,000	５年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害がある者	159,000	４年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害がある者	159,200	８年
自立生活	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	90,000	８年
	便器	常時介護を要する者	4,450 (手すりを付けた場合 5,400)	８年

支援用具	特殊便器	上肢機能障害があるもの	151,000	８年
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみ世帯及びこれに準ずる世帯	28,700	８年
在宅療養等支援用具	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	36,000	５年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	56,400	５年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	157,500	５年

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

③難聴児の補聴器購入費用の助成　身

【内　容】身体障害者手帳の対象とならない１８歳未満の軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。
【対　象】・新たに補聴器を購入するための経費
・耐用年数経過後に補聴器を更新する経費
【助成金】基準価格の３分の２

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

自助具について

日常生活動作にかかる負担を少しでも和らげるために次のような道具があります。現在公的な給付制度はありませんが、支援の参考にしてください。

・日常諸用具　ボタン穴通し、靴下補助器、柄の曲がった櫛など
・食 事 用 具　スプーン・フォーク（柄を太くして握りやすくしたり、回転して水平を保つようにしたのも）、皿（裏に吸盤が付いて動かなくしたり、ふちを高くしてこぼれにくくしたりしたもの）など

④小児慢性特定疾患児への日常生活用具の給付　身

【内　容】在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具の給付を行います。所得に応じた自己負担があります。基準額を超える部分は自己負担となります。対象者、基準額、耐用年数などについては下記のとおりです。

【対象者】小児慢性特定疾病医療費を受給している方（障害者総合支援法、児童福祉法で用具の給付対象となる方を除きます。）

種目	対象者	基準額（円）	耐用年数
便器	常時介助を要する者	便器 4,450 手すり5,400	8年 5年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	19,600	8年
特殊便器	上肢機能に障害のある者	151,200	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	154,000	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	60,000	8年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	90,000	8年
特殊尿器	自力で排尿できない者	67,000	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	15,000	5年
車椅子	下肢が不自由な者	70,400	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	12,160	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	56,400	5年
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	20,000	1年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	37,800	－
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	36,000	5年
パルオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	157,500	5年

＊「紫外線カットクリーム」の基準額については、１年間の給付上限額です。

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

⑤車椅子の貸与　身

【内　容】外出などの便宜を図るため、無料で車椅子を貸し出します。

【対象者】在宅の重度心身障害者など。ただし、介護保険の適用を受けている方は除きます。

相談窓口　加須市社会福祉協議会
〒347-0007　加須市下三俣 307
電話 0480-62-6451／ＦＡＸ0480-62-6546
または加須市社会福祉協議会騎西支所、北川辺支所、大利根支所

⑥介護すまいる館の利用

【内　　容】主に介護が必要な障害者などのための福祉機器、介護用品や住宅改修のモデル展示や情報の提供、相談などを行っています。
【開館時間】火曜日～日曜日　９：００～１７：００
【休 館 日】月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、毎月第１日曜日、年末年始
【場　　所】彩の国すこやかプラザ内
〒330-8529　さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65
電話 048-822-1195／ＦＡＸ048-822-1426

（2）住宅環境

日常生活における環境改善のための支援です。

①重度障害者居宅改善整備費の補助　　身

【内　容】重度身体障害者の日常生活における利便を図るため、居室、便所、浴室など居宅の一部を障害に応じて使いやすく改造する場合に補助します。

【対象者】身体障害者手帳所持者のうち下肢または体幹機能の１、２級（対象者１人につき１回の補助です）で、世帯の最多収入者の前年所得税額が 100,500 円以下の世帯に属する方

【補助額】１件あたり 36 万円の範囲内で、その３分の２を補助します。

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

②住宅改修費の給付　　身　難

【内　容】日常生活の環境改善、介護者の負担軽減及び自立更生を促進するため、手すりの取り付け、段差の解消など居宅の一部を障害に応じ使いやすくする場合、１件あたり 20 万円の費用を上限に、原則として１割の自己負担となります。なお、市町村民税非課税世帯の自己負担はありません。

【対象者】身体障害者手帳所持者のうち下肢または体幹機能に障害を有する１～３級の方、難病患者の方（対象者１人につき１回の補助です）

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

③県営住宅の抽選当選率の優遇　　身　療　精

【内　容】高齢者世帯、障害者世帯などが県営住宅への入居申込をする場合、抽選の当選率が優遇される場合があります。

【対象者】身体障害者　１級～４級の身体障害者手帳をお持ちの方
知的障害者　Ⓐ、Ａ、Ｂの療育手帳をお持ちの方
精神障害者　１級または２級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
＊世帯員のいずれかが、上記の障害者である世帯などが対象となります。

相談窓口　埼玉県住宅供給公社　県営住宅課
〒330-8516　さいたま市浦和区仲町 3-12-10
電話 048-829-2875／ＦＡＸ048-825-1822

④県営住宅の家賃の減免

【内　容】　県営住宅にお住まいで一定基準以下の低所得世帯の方は、家賃の減免を受けることができる場合があります。

相談窓口　埼玉県住宅供給公社　熊谷支所
〒360-0826　熊谷市赤城町 1-147-2
電話 048-524-7963／ＦＡＸ048-524-9769

⑤訪問入浴サービス　身

【内　容】家庭で入浴が困難な障害者に対して、月２回を限度に入浴車による訪問入浴を行います。
【対象者】家庭において入浴が困難な在宅の身体障害者（ただし介護保険制度対象者を除く）
【費　用】無料

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

⑥紙おむつの給付　身　療

【内　容】在宅の障害者に１ヶ月 6,300 円相当分の紙おむつを給付します。
【対象者】・身体障害者手帳が交付されている方で、下肢又は体幹機能の１、２級
・療育手帳 Ⓐ、Ａの方（常時おむつを必要とする状態にある方）
ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。
（１）病院に入院中、または、施設等に入所中の方
（２）家族介護用品支給事業の対象である方
（３）日常生活用具給付事業で紙おむつを給付されている方
（４）本人の前年度市町村民税が課税されている方
（５）65 歳以上の方（すでに受給中の方を除く）
【自己負担】無料

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

⑦電話ファクシミリ使用料の助成　身

【内　容】電話ファクシミリを自宅で使用している場合で、その使用にかかる基本料金の一部を助成します。
【対象者】聴覚、音声・言語機能障害で身体障害者手帳１～３級の方、または、その方と同居の世帯員
【助成額】月額 1,000 円を限度

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

5．障害福祉サービス等

（1）障害福祉サービス、障害児通所支援

障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、障害者（児）の自立更生のために、施設や事業所を利用したサービスを提供します。

①障害福祉サービス 身 療 精 難

【内　容】障害のある方が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスを提供します。障害福祉サービスには、障害程度が一定以上の方に生活上または療養上の必要な介護を行う「介護給付」と、身体的または社会的なリハビリや就労につながる「訓練等給付」があります。

【対象者】各手帳所持者、障害者更生相談所や児童相談所で知的障害の判定を受けている方、診断書などにより精神障害の診断を受けている方（自立支援医療受給者）、難病患者の方（巻末別表第１参照）

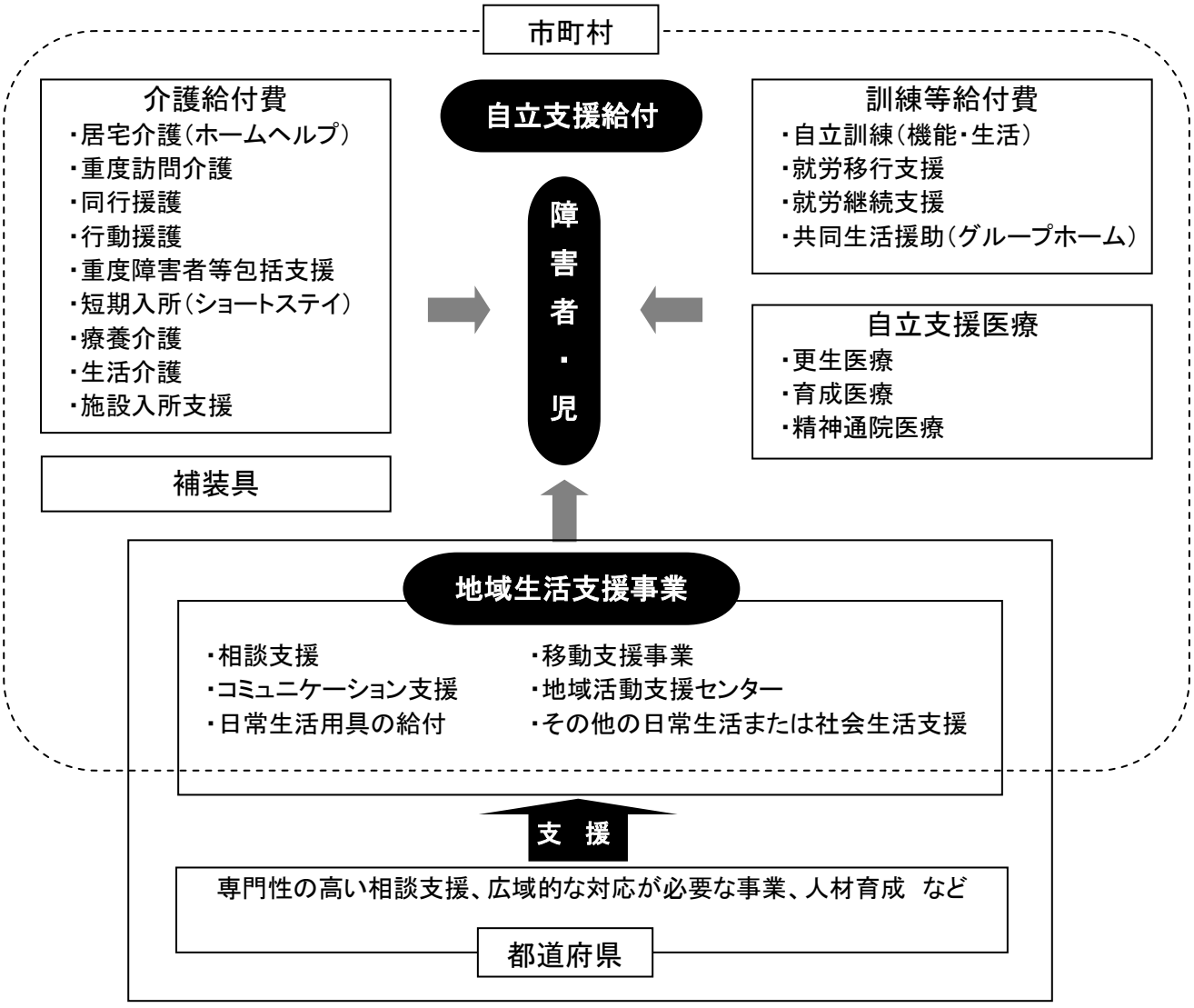

○障害福祉サービスの体系

サービスの名称		サービス内容	障害支援区分
訪問系サービス	居宅介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟ）	自宅で、入浴、排泄、食事などの介護を行います。	１以上
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	４以上
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。	６以上
	同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援を行います。	
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	３以上
日中活動系サービス	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	５以上
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	３以上
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）	一般企業への就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	短期入所（ｼｮｰﾄｽﾃｲ）	自宅で介護する方が病気などで不在となったとき、施設で入浴、排泄、食事などの介護を行います。	１以上
居住系サービス	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。	４以上
	共同生活援助（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄または食事の介護やその他の日常生活上の援助を行います。	

障害支援区分は、区分１～区分６までの６段階あります（数字が大きいほど重度）。
※訪問系サービス‥自宅で訪問を受け、または通所して利用するサービスです。
※日中活動系サービス‥通所施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。
※居住系サービス‥入所施設等で住まいの場におけるサービスを行います。

申請から決定までの手続きの流れ

相談・申請

市役所または相談支援事業所へ相談・申請します。

↓

「サービス利用計画案」の作成依頼

作成をお願いしたい相談支援事業所を決定します。また、セルフプラン（自己作成）もできます。

↓

認定調査

調査員がご本人の身体状況や生活状況について確認します。

↓

障害支援区分の認定

審査会でご本人の障害支援区分が決定します。（１８歳未満及び訓練等給付の場合は、なし）

↓

サービス等利用計画案の提出

作成依頼した「サービス利用計画案」を市役所へ提出します。

↓

サービスの支給決定

市役所から支給決定（受給者証）を通知します。

↓

サービス担当者会議の開催

本人・家族、関係機関の担当者でサービスについて話し合い、サービス計画を作成します。

↓

福祉サービスの利用開始

事業所と契約を交わし、サービス利用の開始となります。

障害のある方の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、次のことを考慮して支給決定を行います。

①障害者の心身の状況（障害支援区分）　②社会活動や介護者、居住等の状況
③サービスの利用意向　④訓練・就労に関する評価を把握

〇利用者負担金の支払い

原則としてサービス費用の１割の自己負担となり、世帯の所得に応じて１ヶ月当たりの負担に上限額が設定されています。なお、利用者負担金は、サービス事業者に支払います。

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

②障害児通所支援　身 療 精 難

【内　容】平成２３年度までは、知的障害児通園施設などの施設は児童福祉法、児童デイサービスは障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）に基づきサービスの提供が行われてきましたが、両法律の改正（平成２４年４月１日施行）に伴い児童福祉法に一本化されました。

【対象者】各手帳所持者、特別児童扶養手当受給者、難病患者の方など

○障害児通所支援の体系

サービスの名称	サービス内容
児童発達支援	身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などの児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校在学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活の能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を利用している障害のある児童または今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

※障害児入所支援は、都道府県が実施しています。

③市内の障害福祉サービス・障害児通所支援事業所一覧（平成27年10月現在）

障害児通所施設

種別	事業所名	所在地	電話番号
児童発達支援 放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ	みつまた子ども 発達支援事業所	加須市北小浜５７２	0480-62-6820
放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ	みつば園	加須市北小浜 825-3	048-594-7842 (あかり羽生)
放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ	ﾁｬｲﾙﾄﾞﾊｰﾄ根古屋	加須市根古屋 650-3-102	0480-44-7257

保育所等訪問支援事業)

種別	事業所名	所在地	電話番号
保育所等訪問支援	みつまた子ども 発達支援事業所	加須市北小浜５７２	0480-62-6820

入所施設(児童)

施設種別	事業所名	所在地	電話番号
施設入所支援 短期入所	埼玉中央学園	加須市上種足 894-1	0480-73-1969

通所施設

施設種別	事業所名	所在地	電話番号
生活介護・就労継続支援Ｂ型	元気な杜	加須市南町 6-15	0480-62-0012
生活介護	ふきのとう	加須市下谷 1439	0480-61-3531
生活介護	マイマイ	加須市諏訪 2-5-28	0480-61-4667
生活介護・就労継続支援Ｂ型	あけぼの園	加須市北小浜 800-1	0480-63-2010
就労継続支援Ａ型	市流 花崎センター	加須市花崎 1-24-6	0480-53-8223
就労移行支援・就労継続支援Ｂ型	ワークスみぎわ	加須市常泉 536-1	0480-65-1759
生活介護・就労継続支援Ｂ型	けやき工房	加須市志多見 397-1	0480-61-5788
就労継続支援Ｂ型	わかばハウス	加須市上崎 2701-1	0480-44-8808
生活介護・就労継続支援Ｂ型	わたらせ	加須市麦倉 3705-1	0280-62-5558
生活介護・就労継続支援Ｂ型	にじの家	加須市旗井 1175	0480-72-6281
生活介護	ともしび	加須市外記新田 112-1	0480-72-6281

居宅サービス事業所

施設種別	事業所名	所在地	電話番号
居宅介護・重度訪問介護	訪問介護　匠	加須市大門町 2-8-2F	0480-48-6899
居宅介護・重度訪問介護・同行援護	けあビジョン加須	加須市向川岸町 2-30	0480-63-1511
居宅介護・重度訪問介護・同行援護	ケアステーションひまわり	加須市向川岸町 7-37	0480-48-6952
居宅介護・重度訪問介護	加須市社協ﾍﾙﾊﾟｰｽﾃｰｼｮﾝ	加須市下三俣 307	0480-62-6451
居宅介護・重度訪問介護	ジャパンケア加須	加須市下三俣 327-3	0480-62-2850
居宅介護・重度訪問介護	ひかり	加須市南篠崎 2-14-2	0480-31-7114
居宅介護・重度訪問介護	ヘルパーステーション藤の里	加須市鴻茎 2101-1	0480-73-8294
居宅介護・重度訪問介護	居宅介護サービス　ほえーる	加須市道地 693	0480-48-5668
居宅介護・重度訪問介護	加須市社協北川辺ﾍﾙﾊﾟｰｽﾃｰｼｮﾝ	加須市柳生 50-1	0280-62-4000

共同生活援助施設（グループホーム）

事業所名	所在地	電話番号
グループホーム藍	加須市不動岡 3-4-6	0480-62-3005
グループホーム藍の花	加須市不動岡 3-4-5	0480-62-3005
グループホーム悠々	加須市不動岡 3-22-4	0480-62-3005
ケアホームこいのぼり	加須市下谷 900	0480-65-0229
グループホーム悠	加須市岡古井 109-2	0480-62-3005
ノエル	加須市馬内字川面 156-24	048-562-5810
ウィン	加須市川口３-１２-２２	048-562-5810
ケアホームリリーズ	加須市花崎北 4-2-35	0480-65-0229
ケアホームぱる	加須市外田ヶ谷 579-1	0480-73-3301
グループホーム太陽	加須市外記新田 112-3	0480-72-7527

▽その他の県内の施設・事業所の確認先
　埼玉県 HP＞健康・福祉＞障害者福祉＞障害者福祉施設＞指定施設・事業所一覧
　http://www.pref.saitama.lg.jp/
＊検索サイトで「障害福祉サービス事業所　埼玉」等でも検索できます。

介護保険制度と障害福祉制度について

　65 歳以上（または 40 歳から 64 歳までの特定疾病患者＊）で、障害のある方の場合、介護保険制度のサービスと障害者福祉制度のサービスにおいて共通するサービス（補装具・日常生活用具の一部、ホームヘルプなど一部の障害福祉サービス）については、原則として介護保険制度のサービスを利用していただくことになります。
　ただし、介護保険制度にはないサービスを受けたい場合や、一定の条件を満たした場合など、介護保険サービスを利用していても受けられる障害者サービスもありますので、詳細については各窓口でお尋ねください。

＊特定疾病

1	筋萎縮性側索硬化症(ALS)	7	脊柱管狭窄症	13	関節ﾘｳﾏﾁ
2	後縦靭帯骨化症	8	早老症	14	慢性閉塞性肺疾患
3	骨折を伴う骨粗しょう症	9	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症	15	両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
4	多系統萎縮症	10	脳血管疾患	16	末期がん
5	初老期における認知症	11	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びﾊﾟｰｷﾝｿﾝ病		
6	脊髄小脳変性症	12	閉塞性動脈硬化症		

（2）その他の施設の利用

機能訓練や就労訓練のための活動の場を提供する施設の利用です。

①生活ホームの利用　身　療

【内　容】家庭環境、住宅事情などの理由により自立が阻害されている方に対して、住宅を提供するとともに生活面での指導・援助を行います。日常生活費（部屋代、飲食物費、光熱水費）などの自己負担があります。

【対象者】身体障害者手帳または療育手帳所持者

○市内の施設

施設名	所在地	電話番号
つくしんぼ	加須市花崎 3-6-11	0480-66-0959

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

②地域活動支援センターの利用　精

【内　容】障害者が地域において自立した日常生活または社会生活を営めるよう創作的活動や生産活動の機会（作業訓練、生活指導）を提供します。日常生活費などの自己負担があります。

【対象者】各手帳所持者もしくは自立支援医療受給者、難病患者

○市内の施設

施設名	所在地	電話番号
地域活動支援センター　こすもす	加須市岡古井 109-2	0480-62-0073

＊「こすもす」は精神障害者の方のみの利用となります。

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

③簡易通園母子訓練施設「あすなろ園」の利用

【内　容】心身に障害のある子どもとその母親が日常生活の指導や訓練を受ける通園施設です。

【対象者】市内に居住する就学前の児童で、次の要件を満たしている方
・感染症疾患を有しない在宅の重症心身障害児であること
・保護者とともに通園可能であること

【利用料】無料（午前９：００～午後１：３０）

相談窓口　加須市役所　保育幼稚園課
加須市簡易通園母子訓練施設（あすなろ園）
〒347-0066　加須市本町 2-36
電話 0480-62-6975／FAX0480-62-6975

６．行動範囲の拡大

（１）外出援助

障害のある方でも安心して社会参加ができるよう支援します。

①手話通訳者・要約筆記者の派遣　身

【内容】聴覚または音声・言語機能に障害のある方に対して、意思の疎通を図るため、埼玉聴覚障害者情報センターに委託して手話通訳者・要約筆記者を派遣しております。ただし、営利を目的としている場合や、政治団体・宗教団体の行う活動である場合等は派遣対象外です。

【費用】無料

相談窓口　埼玉聴覚障害者情報センター
〒330-0074　さいたま市浦和区北浦和 5-6-5　埼玉県浦和合同庁舎別館２F
電話 048-814-3353／ＦＡＸ048-814-3354

②移動支援事業　身　療　精　難

【内　容】外出及び余暇活動などの社会参加のために外出する際の移動の介助を行います。社会生活上不可欠と判断されるものや余暇活動などの社会参加のための外出について、一日の範囲内で用務を終える移動を支援します。通勤や通学、営業活動などの経済活動にかかる外出、通院、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出などの移動支援は事業の対象となりません。原則としてサービス費用の１割の自己負担となり、世帯の所得に応じて１ヶ月当たりの負担に上限額が設定されています。なお、市町村民税非課税世帯の自己負担はありません。

【対象者】屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者及び全身性障害者、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者

○身体介護を伴う場合

所要時間	自己負担額
30 分まで	230 円
30 分を超え１時間まで	400 円
１時間を超え１時間 30 分まで	580 円
１時間 30 分を超える場合	580 円に 30 分増すごとに 82 円を加えた額

○身体介護を伴わない場合

所要時間	自己負担額
30 分まで	80 円
30 分を超え１時間まで	150 円
１時間を超え１時間 30 分まで	225 円
１時間 30 分を越える場合	225 円に 30 分増すごとに 75 円を加えた額

○登録事業所一覧（平成２７年１０月現在）

	事業所名	住　　所	電話番号
1	訪問介護　匠	加須市大門町 2-8	0480-48-6899
2	けあビジョン加須	加須市向川岸町 2-30	0480-63-1511
3	加須市社協ヘルパーステーション	加須市下三俣 307	0480-62-6451
4	ジャパンケア加須	加須市下三俣 327-3	0480-62-2850
5	特定非営利活動法人　ひかり	加須市南篠崎 2-14-2	0480-31-7114
6	特定非営利活動法人 オーシャンサポート	加須市水深 869	0480-65-0229
7	居宅介護サービス　ほえーる	加須市道地 693	090-6093-3778
8	ヘルパーステーション　藤の里	加須市鴻茎 2101-1	0480-70-2840
9	自立支援事業所　あかり羽生	羽生市南 1-7-7	048-594-7842
10	ヘルパーステーション　はくちょう	羽生市上川俣 1486-1	048-560-5331
11	ヘルパーステーション　大笑	羽生市下新田 41-2	048-501-2336
12	ヘルパーステーション　ルミエール	羽生市上岩瀬 1806	048-580-7562
13	パーソナルアシスタント　ぎょうだ	行田市桜町 1-19-12	048-564-6644
14	介護サービス　ひまわり	行田市長野 4-19-10 パークハイムＡ棟 103 号室	048-598-8961
15	訪問介護　えくぼ	久喜市東大輪 400	0480-57-0801
16	ハローハンディキャップ・タイム	久喜市下清久 686-3　A201	0480-23-6002
17	あおぞらネット	久喜市吉羽 1-38-3	0480-25-5720
18	久喜あいあいサポート	久喜市吉羽 1-38-3	0480-24-0353
19	ヘルパーステーション　まこちゃん	久喜市東大輪 404	0480-58-6790
20	ヘルパーステーション　ひまわり	幸手市東 1-7-26-106	0480-43-7675
21	NPO 法人地域自立支援グループ　あん	鴻巣市栄町 5-30	048-542-9889
22	社会福祉法人　一粒	鴻巣市鎌塚 40-1	048-547-2064
23	居宅介護事業所　風の街	鴻巣市吹上富士見町 1-9-8-4	048-598-4294
24	特定非営利活動法人　ＷＩＳＨ	熊谷市本町 1-180-1	048-524-3567
25	パーソナルアシスタントくまがや	熊谷市鎌倉町 137 新井ビル１Ｆ	048-555-1100
26	身障者ヘルパーステーション　麦	さいたま市浦和区北浦和 3-8-4 シンセリティハイツ 102	048-825-3580
27	けあビジョン古河	茨城県古河市中田 999-1 パルネット仙 101 号	0280-47-0701

＊障害種別により対応できない事業所もあります。

＊加須市全域で対応できない事業所もあります。

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

③日中一時支援事業　身　療　精　難

【内　容】日中において活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練などの必要な支援を行います。原則としてサービス費用の１割の自己負担となり、世帯の所得に応じて１ヶ月当たりの負担に上限額が設定されています。なお、市町村民税非課税世帯の自己負担はありません。

【対象者】日中において一時的に見守りなどの支援が必要な障害者、難病患者

【自己負担】

所要時間	区分１	区分２	区分３	区分４
４時間未満	94 円	159 円	177 円	486 円
４時間以上８時間未満	188 円	318 円	355 円	972 円
８時間以上	282 円	477 円	532 円	1,457 円

＊利用する方の障害程度に応じて４段階の区分が設けられています。

〇登録事業所一覧（平成２７年１０月現在）

事業所名		住　　所	電話番号
1	社会福祉法人共愛会　共愛学園	羽生市砂山 210	048-561-2362
2	社会福祉法人共愛会　あしび寮	羽生市砂山 8-1	048-561-2362
3	見沼園	行田市荒木１７３５番地	048-557-2873
4	社会福祉法人健翔会　大地	行田市小見 1144-2	048-555-6166
5	障害者支援施設　久喜けいわ	久喜市六万部 1435	0480-22-8788
6	障害者支援施設　あやめ寮	幸手市平野 920	0480-48-1271
7	社会福祉法人彩明会　りんごの家	桶川市倉田 513	048-728-9843
8	江南愛の家	熊谷市野原２４５	048-536-3333
9	太陽の里	白岡市古久喜 450	0480-93-1101
10	社会福祉法人みぬま福祉会　大地	蓮田市黒浜 1045-1	048-764-3881
11	障害福祉サービス事業所　ぷちとまと	上尾市上 911-3	048-770-0808
12	埼玉県社会福祉事業団　あげお	上尾市平塚 820	048-771-0537
13	嵐山郷	嵐山町古里 1848	0493-62-6221
14	障害者支援施設　しくね育成園	深谷市宿根 1297	048-572-8830
15	みさとの森	美里町白石 1848	0495-76-1152
16	光の家療育センター	毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1357
17	あじさい学園	茨城県古河市鴻巣 1179	0280-48-0431
18	セルプ花	栃木県野木町若林 443-7	0280-54-1387

＊障害種別により対応できない事業所もあります。

＊加須市全域で対応できない事業所もあります。

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

④障害児（者）生活サポート事業　　身 療 精 難

【内　容】在宅の障害児（者）の地域生活を支援するため、市に登録された団体が提供する一時預かりや派遣による介護、外出援助、送迎サービスなどの生活支援サービスです。

【対象者】・各手帳所持者
・知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害と判定された方
・医師により発達に障害があると診断された方
・難病患者（障害者総合支援法対象疾病　巻末別表第１参照）

【利用料】障害者　１時間あたり 500 円
障害児　利用世帯の所得状況により、１時間あたり０円から 500 円
その他に、車を使用した際のガソリン代等が必要な場合もあります。詳細は各事業所にご確認ください。

【利用時間】１年度で 150 時間まで

＊利用者登録後、下記登録団体の中から、希望する団体と直接契約し、利用してください。

○登録団体一覧（平成２７年１０月現在）

	サービス団体名	住　　所	電話番号
1	NPO 法人　ひかり	加須市南篠崎 2-14-2	0480-31-7114
2	生活サポート事業所　あかりの杜	加須市戸川 131-1	0480-68-3085
3	ふじのさと	加須市鴻茎 2101-2	0480-70-2840
4	生活サポートセンター　ほのぼの	羽生市上川俣 1486-1	0120-122-001
5	ドットｃｏｍ	羽生市下新田 41-2	080-5699-6273
6	生活サポート　ひまわり	行田市長野 4-17-13	048-558-1508
7	レスパイト輪	行田市栄町 22-5	048-555-2000
8	サポート事業　まこちゃん	久喜市栄 1-7-6	0480-58-6790
9	パートナー・タイム	久喜市下清久 686-4	0480-23-6002
10	生活サポート事業所　みなみ	久喜市南 4-8-12	0480-24-2060
11	レスパイト・ノア	熊谷市本町 1-180-1	048-524-3567
12	ホワイトポニー	熊谷市玉井南 2-59	048-533-7821
13	生活サポート　みのり	白岡市下大崎 317-3	0480-97-0977
14	東毛地域生活支援センター　セサミ	群馬県館林市西本町 7-21	0276-74-1331

＊加須市全域で対応できない事業所もあります。

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

⑤福祉有償運送の移送サービス　身　療　精

【内　容】タクシーなどの公共交通機関によっては要介護者、身体障害者などに対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、ＮＰＯ法人や社会福祉法人などの非営利法人が、営利とは認められない範囲の対価により、自家用自動車を使用して当該法人の会員に対して行う個別の輸送サービスです。

【対象者】①身体障害者手帳所持者
②要介護者及び要支援者
③知的障害または精神障害の方で単独では公共交通機関の利用が困難な方

【利用方法】ＮＰＯ法人など福祉有償運送を行う団体に会員登録をして利用します。詳しい内容などを直接団体に確認のうえで、登録の手続きを行ってください。

相談窓口　▽県内の団体の確認先
埼玉県移送サービスネットワーク本部事務局
〒355-0366　ときがわ町大野 1251
電話 0493-67-1678／ＦＡＸ0493-67-1678
ＨＰ　　http://www.saitamaiso-net.com/

⑥身体障害者補助犬の給付　身

【内　容】行動範囲を拡大し、社会参加や自立を図るために補助犬を給付します。国や地方公共団体が管理する施設や電車、バスなどの公共交通機関、ホテル、デパート、飲食店など不特定多数が利用する民間施設についても補助犬を同伴することが可能です。

【対象者】１級の視覚障害者（盲導犬）、１～２級の肢体不自由者（介助犬）、２級の聴覚障害者（聴導犬）

相談窓口　埼玉県　障害者福祉推進課　社会参加推進担当
〒330-9301　さいたま市浦和区高砂 3-15-1
電話 048-830-3309／ＦＡＸ048-830-4789

（2）自動車等

障害のある方が自動車等を利用する際の支援です。

①自動車燃料費の助成　身　療

【内　容】身体障害者等が所有する自動車の燃料購入費用の一部を助成します。１リットル 50 円で計算し、１ヶ月 20 リットルを上限に助成（月 1,000 円）。

【対象者】身体障害者手帳のうち下肢または体幹機能障害の１～５級に該当し自己所有の自動車を自ら運転する方、または療育手帳の Ⓐ、Ａをお持ちの方

＊福祉タクシー利用料金助成制度によるタクシー券の交付を受けている方を除きます。

▽必要書類

１　身体障害者手帳または療育手帳
２　印鑑
３　自動車検査証（写しでも可）
４　運転免許証（写しでも可）
５　預金通帳（本人名義のもの）

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

②福祉タクシー利用料金の助成　身　療

【内　容】在宅の重度心身障害者（児）が埼玉県内のタクシー会社等を利用した場合に、利用料金の一部（初乗運賃相当額）を助成します。年間 24 枚のタクシー利用券をお渡しします。

【対象者】１、２級の身体障害者手帳をお持ちの方または Ⓐ、Ａの療育手帳をお持ちの方

＊自動車燃料費助成制度による助成を受けている方を除きます。

【利用方法】料金を支払う際に手帳を提示し、福祉タクシー利用券と差額を支払います。タクシー料金の割引（10%割引の制度）と併用可能です。

（運賃　－　運賃の 10%）　－　初乗運賃相当額　＝　支払う額

▽必要書類

身体障害者手帳または療育手帳、印鑑

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

③自動車運転免許適性相談　身

【内容】心身に障害のある方で、運転に不安を感じている方の事前相談、検査・指導を無料で実施しています。あらかじめ予約をお願いします。
【日時】月曜日～金曜日（祝・休日を除く）10:00～11:30、14:00～16:00
毎月第３日曜日　8:30～11:30、13:00～16:00
▽必要書類
《運転免許を取得したい方》　写真２枚、身体障害者手帳
《運転免許を取得した後に障害が生じた方》　運転免許証、身体障害者手帳、印鑑

相談窓口　埼玉県警察　運転免許センター１Ｆ　適性相談室
〒365-8501　鴻巣市鴻巣 405-4
電話 048-543-2001（内線 316）／ＦＡＸ　048-543-7727

④自動車運転免許取得費用の助成　身 療 精 難

【内　容】社会参加及び自立更生の促進のため、運転免許を取得しようとする方にその費用を補助します。
【対象者】各手帳所持者、難病患者
【補助額】運転免許取得費用の３分の２（限度額 120,000 円）

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

⑤自動車改造費用の助成　身 療 精 難

【内　容】社会復帰の促進のため、自ら所有し運転する自動車の改造（アクセル、ブレーキ等の改造）が必要な場合に改造費の一部を助成します。車椅子搭載機能のための改造は対象外です。
【対象者】各手帳所持者、難病患者。ただし、所得制限があります。
【助成額】改造費用（限度額 100,000 円）

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

⑥駐車禁止適用除外　身 療 精

【内　容】歩行困難な方で、警察署から標章の交付を受けた場合、駐車禁止区域内でも、他の交通の妨げにならない限り駐車をすることができます。

【対象者】

障害の区分			1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障害者手帳	視　覚		○	○	○	△		
	聴　覚		―	○	○		―	
	平衡機能		―	―	○	―		―
	上　肢		○	△				
	下　肢		○	○	○	○		
	体幹機能		○	○	○	―		―
	心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸		○	―	○		―	―
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢	○	△				
		移動	○	○	○	○		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓		○	○	○		―	―
療育手帳			㋐、A					
精神障害者保健福祉手帳			1級					

相談窓口　加須警察署（交通規制係）
〒347-0068　加須市大門町 19-53
電話 0480-62-0110（代表）
申請手続き等を行う場合は、事前に警察署へお問い合わせください。

⑦車椅子対応軽自動車の貸出

【内　容】一般交通機関を利用することが困難な障害者や高齢者に外出などの便宜を図るため、車椅子のまま乗車できるスロープ式自動車を１ｋｍ２０円で貸し出します。

【対象者】車椅子を利用しなければ移動することが困難な方

相談窓口　加須市社会福祉協議会
〒347-0007　加須市下三俣 307
電話 0480-62-6451／ＦＡＸ0480-62-6546
または加須市社会福祉協議会騎西支所、北川辺支所、大利根支所

⑧リフト付大型バスの提供

【内容】障害者（児）団体等が更生訓練、研修などを行う場合、県所有の車椅子用リフト付き大型バス「おおぞら５世号」（一般座席 29、補助席 7、車椅子固定席 2）を無料で借りることができます。

相談窓口　埼玉県　障害者福祉推進課　社会参加推進担当
〒330-9301　さいたま市浦和区高砂 3-15-1
電話 048-830-3309／ＦＡＸ048-830-4789

7．社会参加の促進

（1）社会活動の助長・援助

官公物の配布や福祉サービスの利用援助などを行っております。

①市ホームページ

【内容】市では、インターネット上でホームページを開設し、市からのお知らせや行政サービスなど幅広い情報を発信しています。また、視覚障害者等の方にも利用しやすいものとなるよう、文字拡大機能等も利用できます。

相談窓口　加須市役所　秘書広報課　　ＨＰ　http://www.city.kazo.lg.jp/

②かぞホッとメール

【内容】市では、携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、防災行政無線情報や不審者情報などの防災・防犯に関する情報をはじめ、子育て・就労情報などさまざまな情報を、あらかじめ登録していただいた皆さんにお届けするサービス「かぞホッとメール」を実施しています。登録は無料ですが、登録や解除の際の通信料やパケット通信費は、利用者の負担となります。

○配信する情報

安全安心情報	不審者情報、犯罪・防犯情報、防災行政無線の放送内容
子育て情報	子育て支援行事案内、予防接種情報、各種手続・受付案内
イベント情報	講座・講演会情報、各種イベント情報
就業支援情報	ハローワーク求人情報、内職相談に関する情報、面接会・講習会やセミナーなどの開催情報、雇用・労働相談に関する情報

○配信する時間帯

原則として、市役所が開庁している時間帯（土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始を除く、午前８時 30 分から午後５時まで）

但し、担当課が必要と認めた場合は、時間帯以外にも配信します。

○登録方法

①メール配信を受ける携帯電話またはパソコンから欲しい情報の仮登録用アドレスへ空メールを送信してください。

仮登録用アドレス	QRコード	仮登録用アドレス	QRコード
安全安心情報		イベント情報	
kazo.anzen2@mpme.jp		kazo.event2@mpme.jp	
子育て情報		就業支援情報	
kazo.kosodate2@mpme.jp		kazo.syugyo@mpme.jp	

＊登録は情報ごとに、それぞれ個別に行う必要があります。

＊QRコード対応の携帯電話をお使いの方は、上のQRコードから空メール送信できます。

②登録用返信メール受信

・登録のご案内メールが届きます。

・「かぞホッとメール利用規約」を確認・承諾のうえ、メール到着後 24 時間以内に、メール本文中にある登録 URL に接続してください。

※返信メールが届かない場合

迷惑メール対策などで受信拒否設定をしている場合は、「@city.kazo.lg.jp」のドメインからのメールを受信可能にしてください。

設定方法は、ご使用の携帯電話の取扱説明書をご覧いただくか、各携帯電話会社へお問い合わせください。

③本登録

・登録画面が表示されますので、必要事項を入力し、「登録ボタン」を押してください。

・「登録完了のお知らせ」メールが届き、登録完了です。

○登録解除方法

①メール配信を受けている携帯電話またはパソコンから登録解除用アドレスへ空メールを送信してください。

	登録解除用アドレス
安全安心情報	kazo.anzen2-bye@mpme.jp
子育て情報	kazo.kosodate2-bye@mpme.jp
イベント情報	kazo.event2-bye@mpme.jp
就業支援情報	kazo.syugyo-bye@mpme.jp

②登録解除用返信メール受信

・登録解除のご案内メールが届きます。

・メール到着後 24 時間以内に、メール本文中にある解除ＵＲＬに 接続してください。

③本解除

・登録解除画面が表示されましたら、「はい」を押してください。

・「登録解除完了のお知らせ」メールが届き、登録解除完了です。

相談窓口　加須市役所　交通防犯課

③「彩の国だより」点字版・音声版の発行・配布　身

【内　容】県政の動きや情報を提供することなどを目的とした毎月の県広報紙「彩の国だより」の、点字版や音声版を障害者などの希望に応じ、無償配布します。
【対象者】視覚障害者等
相談窓口　埼玉県　広聴広報課
〒330-9301　さいたま市浦和区高砂 3-15-1
電話 048-830-2857／ＦＡＸ048-824-7345

④「県議会だより」点字版・音声版の発行・配布　身

【内　容】広報紙「さいたま県議会だより」の点字版や音声版を、障害者などの希望に応じ、無償配付します。
【対象者】視覚障害者等
相談窓口　埼玉県　県議会事務局　政策調査課
〒330-9301　さいたま市浦和区高砂 3-15-1
電話 048-830-6257／ＦＡＸ048-824-4923

⑤点字図書・録音図書の貸出、対面朗読　身

【内容】各県立図書館では、視覚障害者のための図書館活動をとして、次のような事業を行っています。電話などによるレファレンスサービスは各館で実施していますので、直接お問い合わせください。

■県立図書館

（１）県立熊谷図書館
対面朗読、利用者用音声パソコン、拡大読書器
〒360-0014　熊谷市箱田 5-6-1
電話 048-523-6291／ＦＡＸ048-523-6468

（２）県立久喜図書館
録音・点字資料の貸出・製作、対面朗読、デイジー再生機、利用者用音声パソコン、文書朗読システム、大活字本、拡大読書器
〒346-8506　久喜市下早見 85-5
電話 0480-21-2659／ＦＡＸ0480-21-2791

（３）さいたま文学館
拡大読書器
〒363-0022　桶川市若宮 1-5-9
電話 048-789-1515／ＦＡＸ048-789-1517

（４）熊谷点字図書館
点字刊行物や声の図書の閲覧貸出、点字による即時情報ネットワーク
〒360-0012　熊谷市上之 2026-2
電話 048-525-0777／ＦＡＸ048-527-4023

■（参考）市立図書館

（１）加須図書館
〒347-0055　加須市中央 2-4-17（市民プラザかぞ１、２Ｆ）
電話 0480-61-8200／ＦＡＸ0480-61-8202

（２）騎西図書館（騎西文化・学習センター内）
〒347-0104　加須市根古屋 633-10
電話 0480-73-3178／ＦＡＸ0480-73-0909

（３）北川辺図書館（北川辺文化・学習センター内）
〒349-1212　加須市麦倉 1473-1
電話 0280-62-4400／ＦＡＸ0280-62-4411

（４）童謡のふる里おおとね図書館（ノイエ）
〒349-1133　加須市琴寄 597-1
電話 0480-78-2211／ＦＡＸ0480-72-8846

⑥郵便による不在者投票　身

（１）郵便投票・代理記載

【内　容】身体障害者手帳をお持ちの選挙人で、次の障害のある方は自宅などから郵便による不在者投票が認められています。

【対象者】身体障害者手帳の両下肢、体幹、移動機能の障害で１、２級、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸機能障害で１、３級、または免疫機能、肝臓機能障害で１～３級が交付されている方

（２）指定病院・施設での投票

【内　容】障害にかかわらず疾病などのため都道府県の選挙管理委員会の指定する病院・施設などで入院・入所中の方は、その指定施設内で不在者投票をすることができます。

相談窓口　加須市選挙管理委員会事務局（加須市役所内）
電話 0480-62-1111（代表）／ＦＡＸ0480-62-5981

⑦青い鳥郵便はがきの配布　身　療

【内　容】青い鳥郵便はがきを１人 20 枚、無料で配布します。配布時期は、毎年４～５月末日です。

【対象者】身体障害者手帳１、２級または療育手帳 Ⓐ、Ａの方

相談窓口　加須郵便局（加須地域・騎西地域の方）
〒347-8799　加須市上三俣 2309　　電話 0480-61-2269
北川辺郵便局（北川辺地域の方）
〒349-1299　加須市柳生 2823　　電話 0280-62-2555
栗橋郵便局（大利根地域の方）
〒349-1199　久喜市栗橋東 2-4-6　電話 0480-52-0001

⑧成年後見制度　療　精

【内　容】障害等のため、財産管理や日常生活に困難が出てきた人を支えるための制度です。
【対象者】判断能力が十分でない方（知的障害者、精神障害者等）

相談窓口　さいたま家庭裁判所久喜出張所
〒346-0016　久喜市東 1-15-3　電話 0480-21-0157

加須市役所　障がい者福祉課、高齢者福祉課・各総合支所　福祉課

⑨福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）　療　精

【内　容】見守り、福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い、年金などの受領、生活費のお届けなどの援助について、定期的に生活支援員を派遣して行います。
【対象者】認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者で、福祉サービスの利用などに関して援助を必要としている方

相談窓口　加須市社会福祉協議会
〒347-0007　加須市下三俣 307
電話 0480-62-6451／ＦＡＸ0480-62-6546
または加須市社会福祉協議会騎西支所、北川辺支所、大利根支所

（2）機能訓練・レクリエーション

心身に障害をもった方でも参加できるスポーツ大会など、交流の場の提供をしています。

①障害者スポーツ・レクリエーション

【内容】障害者スポーツの振興のために、各種の大会や講習会を実施します。
彩の国ふれあいピック春季大会（５月頃）・秋季大会（10 月頃）、球技大会（９月～３月頃）、全国障害者スポーツ大会（10 月頃）

相談窓口　一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会
〒330-0074　さいたま市浦和区北浦和５－６－５　埼玉県浦和合同庁舎３階
電話 048-822-1120／ＦＡＸ048-822-1121

②障がい者スポーツ交流大会　身　療　精

【内　容】市民体育館内において、毎年６月頃に運動会を開催しています。競技種目は、四面卓球バレー、パン食い競争など。
【対象者】各手帳所持者
相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

③音声機能障害者の発声教室　身

【内　容】喉頭摘出者の団体である埼玉銀鈴会では、病気などにより喉頭を摘出した音声機能障害のある方が、日常生活における会話が可能となるよう、食道発声訓練、人工喉頭による発声教室などを行っています。
【対象者】喉頭摘出者
相談窓口　埼玉銀鈴会
〒362-0046　上尾市壱丁目 337-5
電話 048-781-8382／ＦＡＸ048-726-0726

④障害者ＩＴサポートセンター

【内容】障害があることで、パソコンによる情報の入手やパソコン操作の習得などが困難な方を対象に、ボランティアによる個別・出張サポートを行います。
【受付】火・木・土曜日　１０：００～１５：００
相談窓口　埼玉県障害者協議会
〒330-8522　さいたま市浦和区大原 3-10-1　埼玉県障害者交流センター内
電話 048-825-2749／ＦＡＸ048-825-2749

⑤オストメイト社会適応訓練　身

【内　容】ストマ用具の取り扱いや日常生活の注意事項などの相談会を実施しています。
【対象者】人工肛門・人工膀胱の造設者
相談窓口　（社）日本オストミー協会埼玉県支部
〒330-8522　さいたま市浦和区大原 3-10-1　埼玉県障害者交流センター内
電話 048-835-5226／ＦＡＸ048-835-5226

8．就労・雇用の支援

①更生訓練費の支給

【内　容】社会復帰の促進を図ることを目的に訓練にかかる費用を支給します。
【対象者】就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用中で利用者負担額が０円の方
相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

②就職支度金の支給

【内　容】就職支度金（36,000 円）を支給し、社会復帰の促進を図ります。
【対象者】就労移行支援事業又就労継続支援事業を利用し、就職先が決まった方
相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

③職業能力開発校

【内容】　障害者が就職・自立できるよう、その能力に適した職業訓練を行っています。
相談窓口　中央障害者職業能力開発校（国立職業リハビリテーションセンター）
〒359-0042　所沢市並木 4-2
電話 04-2995-1711／ＦＡＸ04-2995-1052
東京障害者職業能力開発校
〒187-0035　小平市小川西町 2-34-1
電話 042-341-1411（代表）／ＦＡＸ042-341-1451

④知的障害者職親制度　療

【内　容】知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行います。利用にあたっては、県リハビリテーションセンターでの判定が必要です。
【対象者】18 歳以上の療育手帳所持者
相談窓口　加須市役所　障がい者福祉・各総合支所　福祉課

⑤トライアル雇用

【内　容】３ヶ月の試行雇用（トライアル雇用）を通じ、事業主に対し障害者雇用に関する理解を深めてもらうとともに、障害者雇用に取り組むきっかけを作ることにより、障害者の雇用機会の創出を図ります。
【対象者】公共職業安定所に求職登録している障害者
相談窓口　行田公共職業安定所　〒361-0023　行田市長野 943
電話 048-556-3151／ＦＡＸ048-556-1309

⑥障害者対象委託職業訓練

【内　容】障害者の雇用を促進するため、県内の企業・社会福祉法人・ＮＰＯ法人・民間教育訓練機関などの委託先を活用し、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用のニーズに対応した職業訓練を実施しています。訓練期間は原則１～３ヶ月以内で、受講料は無料です。

【対象者】就労意欲のある障害者

相談窓口　埼玉県職業能力開発センター
〒331-0825　さいたま市北区櫛引町 2-499-11
電話 048-651-3122／ＦＡＸ048-651-3114

⑦ヘレン・ケラー学院盲学生技能習得訓練委託制度

【内　容】一定の条件に該当する方が、ヘレン・ケラー学院であんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師になるのに必要な知識及び技能を習得する場合に、県が授業料及び教材費を負担します。

【対象者】県内に居住し義務教育を終了した視覚障害者

相談窓口　ヘレン・ケラー学院
〒169-0072　東京都新宿区大久保 3-14-20
電話 03-3200-0525／ＦＡＸ03-3200-0608

障害者雇用支援月間

毎年９月は「障害者雇用支援月間」です。障害者の職業的自立を支援し、広く障害者雇用の理解を深めるために、さまざまな啓発活動が行われています。

９．年金・手当等

①特別児童扶養手当　身　療　精

【内　容】下記のいずれかに該当する 20 歳未満の子どもを家庭において育てている方に支給されます。

【対象者】１精神の障害で、概ね療育手帳 Ⓐ、Ａ及びＢの一部に相当する状態のとき。
２身体の障害で、概ね身体障害者手帳１～３級及び４級の一部程度の状態のとき。
３身体または精神の障害が重複する場合であって１または２と同程度以上のもの。
＊ただし、次のいずれかに該当する場合は支給されません。
（１）受給資格者、扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合（支給停止となります。）
（２）児童福祉施設などに入所している場合（ただし、ｼｮｰﾄｽﾃｲの場合を除く。）
（３）子どもが障害による公的年金を受給している場合

【支給額】１級（重度）　月額 51,100 円
２級（中度）　月額 34,030 円
＊支給額については、物価スライドにより改正されることがあります。
〇手当は１年に３回、４月（１２～３月分）、８月（４～７月分）、１１月（８～１１月分）に、４ヶ月分ずつ支給します。

相談窓口　加須市役所　子育て支援課・各総合支所　福祉課

②児童扶養手当　身　療　精

【内容】父または母のいない家庭や、父または母が一定の障害のある状態にある家庭の 18 歳（一定の障害のある場合は 20 歳）になった年の年度末までの子どもの父または母、若しくは父または母にかわってその子どもを育てている養育者に支給されます。
ただし、次のいずれかに該当する場合は支給されません。
（１）前年の所得が一定額以上の場合（支給停止となります。）
（２）遺族年金などの公的年金を受けている場合（老齢福祉年金は除く。）
（３）児童福祉施設などに子どもが入所している場合

手当の額（月額）

子どもの人数	全部支給	一部支給
１人の場合	42,000 円	41,990 円～9,910 円
２人の場合	47,000 円	（41990 円～9,910 円）＋5,000 円
３人以上の場合	２人の場合の月額に、１人につき 3,000 円を加算	

〇手当は１年に３回、４月（１２～３月分）、８月（４～７月分）、１２月（８～１１月分）に、４ヶ月分ずつ支給します。

相談窓口　加須市役所　子育て支援課・各総合支所　福祉課

③障害基礎年金　身　療　精

【内　容】国民年金の被保険者期間中に初診日がある病気やけがにより、一定以上の障害状態にある方に支給される年金です。

【対象者】次の要件をすべて満たしている方

加入要件　国民年金に加入している期間に初診日がある方、または２０歳前もしくは６０歳以上６５歳未満の期間に初診日がある方

納付要件　保険料について次のいずれかの要件を満たしている方

１．初診日がある月の前々月の時点までで、公的年金の加入期間の３分の２以上、保険料を納付または免除されていること

２．初診日がある月の前々月の時点までで、直近１年以内の保険料について未納がないこと

障害要件　初診日から１年６ヶ月経過した時、または６５歳に達するまでの間の障害状態が、国民年金法で定められている一定の障害状態にある方

【年金額】１級 975,100 円／２級 780,100 円

＊金額については改定されることがあります。

相談窓口　加須市役所　国保年金課・各総合支所　市民税務課

④障害厚生年金　身　療　精

【内　容】厚生年金保険の被保険者が病気やけがによって障害者になり働けなくなったとき、または働く能力が普通より低下した場合に国民年金の障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。

【対象者】次の条件を満たせば支給されます。

・障害の原因となった病気やけがの初診日において、厚生年金保険の被保険者であること

・初診日から１年６ヶ月以内に症状が固定した日、または、初診日から１年６ヶ月を経過した日（ともに「障害認定日」といいます）の障害の程度が１～３級に該当すること

・障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていること

相談窓口　熊谷年金事務所

〒360-8585　熊谷市桜木町 1-93

電話 048-522-5012／ＦＡＸ048-522-3919

⑤重度視覚障害者介助手当　身

【内　容】在宅の重度視覚障害者を介助する方に介助手当（年額 12,000 円）を支給します。

【対象者】身体障害者手帳の視覚障害１、２級の方と同居し、６ヶ月以上介助している方

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

⑥特別障害者手当等　身 療 精

Ⅰ．特別障害者手当

【対象者】20 歳以上で精神または身体の障害のため常に特別の介護を必要とする方
＊施設入所中の方、継続して３ヶ月以上病院に入院している方は除きます。

【支給額】月額 26,620 円

Ⅱ．障害児福祉手当

【対象者】20 歳未満で下記のいずれかに該当する方
（１）身体障害者手帳１級及び２級の一部の方
（２）療育手帳 Ⓐの方
（３）精神障害、血液疾患、肝臓疾患などで上記（１）、（２）と同程度な方
＊障害を事由とする年金を受給している方、施設に入所中の方は除きます。

【支給額】月額 14,480 円

Ⅲ．経過措置による福祉手当

【対象者】20 歳以上で制度改正（昭和 61 年４月１日）前の福祉手当を受給していた方のうち、特別障害者手当も障害基礎年金も受けられない方
＊施設に入所中の方は除きます。

【支給額】月額 14,480 円

○上記Ⅰ～Ⅲの手当は１年に４回、２月（１１～１月分）、５月（２～４月分）、８月（５～７月分）、１１月（８～１０月分）に、３ヶ月分ずつ支給します。（障害者本人及び扶養している方に一定額以上の所得がある場合には、支給停止となります）
＊支給額については、物価スライドにより改正されることがあります。

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

⑦在宅重度心身障害者手当　身 療 精

【内　容】在宅の重度心身障害者（児）の経済的・精神的負担の軽減を図るために手当を支給する制度です。

【対象者】身体障害者手帳１級、２級の方
療育手帳 Ⓐ、Ａの方
精神障害者保健福祉手帳１級の方
超重症心身障害児（＊）の方
※ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。
（１）施設に入所中の方
（２）特別障害者手当等を受給されている方（超重症心身障害児の方を除く）
（３）65 歳以上の方（すでに受給中の方を除く）
（４）市町村民税が課税されている方
＊超重症心身障害児とは、人工呼吸器を使用するなど医療的ケアを必要とする重症の心身障害児のことです。

【手当の額】月額 5,000 円（20 歳以上）
月額 7,000 円（20 歳未満）

【支給時期】９月（4～9 月分）、３月（10～3 月分）に、６ヶ月分をまとめて支給します。

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

⑧心身障害者扶養共済制度　身　療　精

【内容】心身障害児（者）の保護者の相互扶助の精神に基づいて毎月掛金をかけておき、万一保護者が亡くなったり、著しい障害の状態になったときに残された障害者に終身一定額の年金を支給し、障害者の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的にしています。

【心身障害児（者）の要件】次の要件全てを満たしている方

1　次のいずれかに該当すること
　ア　療育手帳をお持ちの方
　イ　身体障害者手帳１～３級に該当する方
　ウ　精神または身体に永続的な障害を有し、アまたはイと同程度の障害と認められる方（脳性マヒ、進行性筋萎縮症、精神病、自閉症など）
2　将来、独立生活することが困難であると認められた方
3　対象となる障害をお持ちの方に、いまだ加入者がいないこと

【加入資格】上記の心身障害児（者）を現に扶養している保護者であって、次の要件をすべて満たしている方

1　県内に住所があること。
2　年齢が 65 歳未満であること。（年齢は毎年４月１日における年齢で固定し、翌年の３月末日まで変わりません。）
3　特別の疾病または障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること。
4　障害のある方１人に対し、加入できる保護者は１人であること。

＊加入限度は、心身障害児（者）１人につき、２口までです。

【掛金】加入時の加入者の年齢により１口 9,300 円から 23,300 円を納めます。加入者の年齢と加入期間により掛金が減額、免除される場合があります。障害者１人につき、加入者１人、２口まで加入できます。

加入時の年齢（４月１日現在）	掛金（平成 27 年４月１日現在）	掛金の免除
35 歳未満の方	9,300 円	加入者が 65 歳（４月１日現在）以降最初に到来する加入応当月に達し、また、継続して 20 年以上加入したときは、その後の掛金が免除されます。
35 歳以上 40 歳未満の方	11,400 円	
40 歳以上 45 歳未満の方	14,300 円	
45 歳以上 50 歳未満の方	17,300 円	
50 歳以上 55 歳未満の方	18,800 円	
55 歳以上 60 歳未満の方	20,700 円	
60 歳以上 65 歳未満の方	23,300 円	

【年金の支給】加入者が死亡または重度障害となったときは、その月から生涯にわたり心身障害児（者）に対し、１口当たり 20,000 円が支給されます。

【弔慰金の支給】１年以上加入した後に、加入者より先に障害者が死亡したときは、一時金として加入期間に応じて次の弔慰金が支給されます。

加入期間	金額（＊平成 20 年４月１日以降の加入者の場合）
１年以上５年未満	５万円
５年以上 20 年未満	１２万５千円
20 年以上	２５万円

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

１０．税の控除・減免

①所得税の障害者控除　身　療　精

【内容】心身に障害のある方が所得税の納税者本人、または納税者の配偶者や扶養親族である場合は、次の額の控除が受けられます。

	特別障害者控除	障害者控除
障害の程度	①1～2 級の身体障害者手帳をお持ちの方 ②重度、最重度の知的障害者と判定された方（療育手帳 Ⓐ、Ａに該当する方） ③1 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	①3～6 級の身体障害者手帳をお持ちの方 ②軽度、中度の知的障害者と判定された方（療育手帳Ｂ、Ｃに該当する方） ③2～3 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
控除額	所得金額から 40 万円が控除されます	所得金額から 27 万円が控除されます。

＊所得税を給与から源泉徴収されている場合は勤務先の給与係へ申し出てください。

相談窓口　行田税務署
〒361-8602　行田市栄町 17-15　電話 048-556-2121

②市県民税の障害者控除　身　療　精

【内容】心身に障害のある方が納税者本人、または納税者の配偶者や扶養親族である場合は、次の額の控除が受けられます。

	特別障害者控除	障害者控除
障害の程度	①１～２級の身体障害者手帳をお持ちの方 ②重度、最重度の知的障害者と判定された方（療育手帳 Ⓐ、Ａに該当する方） ③1 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	①3～6 級の身体障害者手帳をお持ちの方 ②軽度、中度の知的障害者と判定された方（療育手帳Ｂ、Ｃに該当する方） ③2～３級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
控除額	所得金額から 30 万円が控除されます。	所得金額から 26 万円が控除されます。
本人の所得金額が 125 万円以下であるときは、非課税となります。		

相談窓口　加須市役所　税務課市民税担当・各総合支所　市民税務課

③相続税の障害者控除　身　療　精

【内容】心身に障害のある方が相続により財産を取得する場合は、次の額の控除が受けられます。

	特別障害者控除	障害者控除
障害の程度	①1～2 級の身体障害者手帳をお持ちの方 ②重度、最重度の知的障害者と判定された方（療育手帳 A、Aに該当する方） ③1 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	①3～6 級の身体障害者手帳をお持ちの方 ②軽度、中度の知的障害者と判定された方（療育手帳B、Cに該当する方） ③2～3 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
控除額	85 歳に達するまでの年数に 12 万円を乗じた金額を相続税額から控除します。	85 歳に達するまでの年数に6万円を乗じた金額を相続税額から控除します。

相談窓口　行田税務署　〒361-8602　行田市栄町 17-15　電話 048-556-2121

④贈与税の控除　身　療　精

【内容】特別障害者（上表左覧の①、②、③）を受益者とする特別障害者扶養信託契約に基づき金銭などの財産が信託される場合、「障害者非課税信託申告書」を提出することにより 6,000 万円を限度として非課税になります。

相談窓口　行田税務署
〒361-8602　行田市栄町 17-15　電話 048-556-2121

⑤医療費の控除

1　おむつにかかる費用の医療費控除

【内　容】おむつ使用証明書を添付することにより医療費控除の対象となります。

【対象者】・傷病により、概ね6ヶ月以上にわたる寝たきり状態にあると認められる方
・当該傷病について、医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる方

2　ストマ用装具にかかる費用の医療費控除

【内　容】ストマ用装具使用証明書を添付することにより人工肛門のストマ（排泄孔）または尿路変向（更）のストマ用装具について、医療費控除の対象となります。

【対象者】治療上、適切なストマ用装具を消耗品として使用することが必要不可欠であると医師が認めた方

相談窓口　行田税務署　〒361-8602　行田市栄町 17-15　電話 048-556-2121
加須市役所　税務課市民税担当・各総合支所　市民税務課
または各医療機関

⑥個人事業税の非課税

【内容】両眼の視力が眼鏡などを使用しても 0.06 以下の視力障害のある方が、あんま、マッサージ、はり、きゅう、その他医業に類する事業を個人で営む場合、事業税が非課税になります。

相談窓口　行田県税事務所　〒361-8503　行田市本丸2-20　電話 048-556-5086

⑦自動車税・自動車取得税の減免　身　療　精

【内　　容】心身に障害のある方の一部及びこれらの方々と生計を一にする家族の方が取得または所有し、その障害者の通院、通学、生業のために使用される自動車の自動車税及び自動車取得税が減免されます。

＊軽自動車税の減免を併せて受けることはできません。

【減免の上限額】自動車税 45,000 円／自動車取得税 300 万円×該当自動車の税率

＊年度途中から月割で自動車税の減免を受ける場合、自動車税の減免上限額を月割にした額となります。

障害の区分			1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸		○	―	○		―	―
	体幹		○	○	○	―	○	―
	聴覚		―	○	○		―	
	視覚		○	○	○	△		
	音声又は言語（喉頭摘出に限る）		―	―	○		―	―
	平衡感覚		―	―	○	―		―
	上肢		○	○				
	下肢		○	○	○	○	○	○
	幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	○	○				
		移動	○	○	○	○	○	○
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓		○	○	○		―	―
療育手帳			Ⓐ、Aの方					
精神障害者保健福祉手帳			1級で自立支援医療（精神通院医療）を受けている方					

【手続き方法】次の書類を持って、自動車税事務所などで手続きをしてください。他にも書類が必要な場合もありますので、必ず事前に電話等で確認してから手続きに行ってください。

1　障害者と納税義務者等が同居している場合

①障害者手帳（精神障害の方は自立支援医療受給者証も）、自動車検査証、運転免許証、印鑑

＊現在の住所が確認できない場合は住民票

2　障害者と納税義務者等が別居している場合

①障害者手帳（精神障害の方は自立支援医療受給者証も）、自動車検査証、運転免許証、印鑑

＊現在の住所が確認できない場合は住民票

②同一生計であることが分かる書類（扶養関係がわかる健康保険証、源泉徴収票等）

※複数の障害がある場合は、障がい者福祉課または各総合支所福祉課にて、「障害区分証明書」の発行を受けてください。

相談窓口　埼玉県自動車税事務所熊谷支所

〒360-0844　熊谷市御稜威ヶ原 701-5　電話 048-532-8011

行田県税事務所

〒361-8503　行田市本丸 2-20　電話 048-556-5086

⑧軽自動車税の減免　身　療　精

【内　　容】心身に障害のある方の一部及びこれらの方々と生計をーにする家族の方が、障害者の通院、通学、通所または生業のため使用する軽自動車の軽自動車税が、減免される場合があります。なお、申請はその年の納税通知書が届いてから納期限の７日前までにお手続ください。
＊自動車税の減免と併せて受けることはできません。

【手続き方法】①納税通知書 ②身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳 ③運転免許証 ④自動車検査証 ⑤印鑑を持参し、加須市役所税務課または各総合支所で手続きをしてください。

相談窓口　加須市役所　税務課市民税担当・総合支所　市民税務課

１１．公共料金の割引

（１）交通機関

心身障害者に対する各種の割引制度があります。

①ＪＲ（鉄道）運賃の割引　身　療

【内容・対象者】

対象	割引対象乗車券類	割引率	記事
第１種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	５０％	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。但し回数乗車券はＪＲ線区間単独の発売となります。
第１種障害者とその介護者または１２歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	５０％	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第１種、第２種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	５０％	片道の営業キロが１００キロを超える場合（私鉄線等鉄道会社線にまたがる場合を含みます。）

＊ＪＲ線と私鉄等他の鉄道会社線をまたがる区間は、１枚で発売できる範囲が予め決められています。

＊障害者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。

【利用方法】乗車券を購入するときに発売窓口に、身体障害者手帳、または療育手帳を提示すると割引が受けられます。私鉄についても同様の割引を行っていますが、その取扱いが異なる部分があります。詳しくは、直接各社へお問い合わせください。

相談窓口　各ＪＲ窓口、各私鉄窓口

②バス運賃の割引　身　療　精

【内　容】埼玉県バス協会に加盟しているバスを利用する場合、運賃の５割が割引されます。ただし、バスの定期券は３割引です。また、第１種身体障害者、療育手帳が交付されている方または要介護の施設入所者（児）は付添の方も割引になる場合があります。

【対象者】１　身体障害者手帳をお持ちの方
２　療育手帳をお持ちの方
３　精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（写真が貼付されている手帳のみ有効）
４　施設入所者（児）

【利用方法】料金を支払うとき、手帳を提示してください。ただし、手帳を持っていない施設入所者（児）が割引を受ける場合、施設長が発行するバス運賃割引証明書が必要です。

相談窓口　各バス会社

③国内航空運賃の割引　身　療

【内容・対象者】

身体障害者

	第１種身体障害者	第２種身体障害者
年　　齢	満 12 歳以上の方	左に同じ
適用範囲	身体障害者本人及び本人と同乗する介護者１名	身体障害者本人のみ
割 引 率	各航空運送事業者が設定する割引率	左に同じ

知的障害者

	第１種知的障害者	第２種知的障害者
程　　度	Ⓐ、Ａ	Ｂ、Ｃ
年　　齢	満 12 歳以上の方	左に同じ
適用範囲	知的障害者本人及び同乗する介護者１名	本人の単独利用にのみ適用
割 引 率	各航空運送事業者が設定する割引率	左に同じ

＊知的障害者の方は、療育手帳に割引対象者である旨の押印を受けてください。

相談窓口　各航空会社

④タクシー料金の割引　身　療

【内　容】手帳を提示することにより割引が受けられます。
【対象者】身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方
【割引率】10%
＊福祉タクシー利用券と併せて利用できます。

相談窓口　各タクシー事業者

⑤有料道路通行料金の割引 身 療

【内　容】通勤・通学・通院など日常生活において、有料道路を利用する障害者の方に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路利用時の料金を割引きます。

【対象者】（１）障害者ご本人が運転される場合
身体障害者手帳の交付を受けているすべての方

（２）障害者本人以外が運転され、障害者ご本人が同乗される場合
身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方のうち重度の障害(＊)をお持ちの方。
＊重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第１種と同じ範囲です。

【割引率】50%（半額）

【有効期間】新規及び変更の申請時においては、申請をした日から、その後の２回目の誕生日までとなり、更新の申請時（割引有効期間の満了日の前２ヶ月間における申請）においては、申請をした日から、その後の３回目の誕生日までとなります。割引有効期間の満了日の２ヶ月前から更新ができます。

▽必要書類

	必　要　書　類
ETC を利用しない場合	①身体障害者手帳または療育手帳 ②登録を希望する自動車の自動車検査証（車検証） ③運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）
ETC を利用する場合	①身体障害者手帳または療育手帳 ②登録を希望する自動車の自動車検査証（車検証） ③運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ） ④ＥＴＣカード（障害者本人名義のもの） ⑤ＥＴＣ車載器の管理番号が確認できるもの（ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書等）

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

（2）その他の各種割引

①ＮＨＫ放送受信料の減免　身　療　精

対　象		適　用　条　件
全額免除	公的扶助受給者	・生活保護法に定める扶助を受けている場合 ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に定める援護を受けている場合 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合
	身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	社会福祉事業施設入所者	社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所され、自らテレビを持ち込まれている場合
半額免除	視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で、受信契約者である場合
	重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級または２級）の方が、世帯主で、受信契約者である場合
	重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で、受信契約者である場合
	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級）の方が、世帯主で、受信契約者である場合
	重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第１款症の方が、世帯主で、受信契約者である場合

【手続き】放送受信料減免申請書（用紙は加須市役所障がい者福祉課及び各総合支所福祉課にあります）に必要事項を記入し、福祉事務所長の証明を受け、ＮＨＫに送付してください。

【送付先】ＮＨＫさいたま放送局営業部
〒330-6020　さいたま市中央区新都心 11-2　LA タワー20F
電話 048-600-6711

相談窓口　加須市役所　障がい者福祉課・各総合支所　福祉課

②郵便物の減額及び無料扱い

	内容	取扱い	備考
点字郵便物等の無料扱い	点字郵便物・点字用紙及び盲人用録音郵便物	無料	点字用紙、盲人用録音郵便物は、指定盲人施設の発受するものに限る。
心身障害者用低料第三種郵便物の料金適用	心身障害者団体が発行する第三種郵便物	①月３回以上発行の新聞 50ｇまで8円 ②その他 50ｇまで 15 円	第三種郵便物の承認を受けることに加え、心身障害者団体であること等を証明する資料が必要。
小包郵便物の減額	盲人用点字小包郵便物、心身障害者用冊子小包郵便物 聴覚障害者用小包郵便物（ビデオテープ）	半額	心身障害者用冊子小包郵便物は身体に重度の障害のある方または知的障害の程度が重い方と一定の図書館との間で発受する者に限る。また、聴覚障害者用小包郵便物は聴覚障害者福祉施設で発受するものに限る。

相談窓口　加須郵便局
〒347-0006　加須市上三俣 2309　電話 0480-61-2269

③ＮＴＴ番号案内の料金免除　身　療　精

【内　容】１０４番の電話番号案内（一般有料）を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。

【対象者】

区分		程度
身体障害	視覚障害	１～６級
	肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害）	１、２級
療育手帳		~~Ⓐ~~、Ａ、Ｂ、Ｃ
精神障害者保健福祉手帳		１～３級

【手続き】ご利用には、事前に登録が必要です。詳細は下記フリーダイヤルにご相談ください。

相談窓口　ＮＴＴ東日本　ＮＴＴふれあい案内担当　電話 0120-104174

④埼玉県の公共施設の使用料等の減免　身　療　精

【内　容】埼玉県の運営する施設などの施設利用料、入場料などが減免されます。詳細は、各施設にお問い合わせください。

【対象者】各手帳所持者

相談窓口　埼玉県各公共施設

⑤携帯電話料金の割引　身　療　精

【内　容】携帯電話基本使用料などが割引されます。

【対象者】各手帳所持者

相談窓口　各携帯電話会社

⑥福祉保養施設　身　療　精

【内　容】　障害者とその家族の方が気軽に宿泊、休養するための施設です。利用方法・料金については、直接お問い合わせください。

○埼玉県伊豆潮風館

〒413-0231　静岡県伊東市富戸字先原 1317-89

電話 0557-51-1504／ＦＡＸ0557-51-3436

HP　http://a-chofukan.sakura.ne.jp/

○休暇村　奥武蔵

〒357-0216　埼玉県飯能市吾野 72

電話 042-978-2888／ＦＡＸ042-978-2880

HP　http://www.qkamura.or.jp/musashi/

障害者週間について

１９７５年の第３０回国連総会で「障害者の権利宣言」が採択され、その日（１２月９日）を「障害者の日」としました。

また、１９９２年の第４７回国連総会で「国際障害者デー」と宣言した１２月３日から１２月９日までの１週間を「障害者週間」とし、障害のある方自身の自立と社会参加への意欲、国民の障害福祉に対する理解と認識をより一層高めるための期間としています。

１２．資金貸付制度

生活福祉資金の貸付　身　療　精

【内　容】　生活の安定と自立を図る目的で下記の貸付を行っています。
【対象者】　低所得者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者世帯など
【貸付資金の種類の例】
・住宅の増改築、補修等に必要な経費
・福祉用具等の購入に必要な経費
・障害者用自動車の購入に必要な経費
・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費
・失業者世帯への生活再建費用

相談窓口　加須市社会福祉協議会
〒347-0007　加須市下三俣 307
電話 0480-62-6451／ＦＡＸ0480-62-6546
または加須市社会福祉協議会騎西支所、北川辺支所、大利根支所

１３．災害時等の支援

（１）緊急時（事件・事故）の連絡先

いざというときのために確認をしてください。

①緊急時の１１０番通報　身

聴覚障害のある方、または言葉が話せない方のために、事件や事故の緊急通報を通話以外の方法でも受け付けます。

●メール１１０番

携帯電話やパソコンのインターネット機能を利用して緊急通報を受け付けます。

通報用アドレス　　http://saitama110.jp/

※ご利用に関する注意事項

（１）埼玉県内で起きた事件や事故を警察へ緊急通報するときに利用してください。

（２）メール 110 番は、通信料金がかかります。

●ファックス１１０番

ファックスを利用して緊急通報を受け付けます。

ファックス番号　0120-264-110

相談窓口　埼玉県警察本部　通信指令課
〒330-0063　さいたま市浦和区高砂 3-15-1
電話 048-832-0110（代表）

②緊急時の１１９番通報　身

聴覚障害のある方、または言葉を話せない方のために、火災や救急の緊急通報を通話以外の方法でも受け付けます。

●メール１１９番

メールを利用して通報を受け付けます。利用には、あらかじめ登録申込が必要ですので、消防にお問い合わせください。

●ＮＥＴ１１９

携帯電話、スマートフォンのアプリを利用してｲﾝﾀｰﾈｯﾄ経由で通報を受け付けます。利用には、あらかじめ登録申込が必要ですので、消防にお問い合わせください。

●ファックス１１９番

ファックスを利用して通報を受け付けます。

ファックス番号　　（局番なし）１１９

相談窓口　○埼玉東部消防組合消防局　指令課（久喜）
電話 0480-21-0119／FAX0480-23-1542
HP　　http://saitamatobu-119.jp/
○加須消防署
電話 0480-61-0119／FAX0480-61-0242

（2）災害時の支援

災害弱者等を守る制度のご案内です。

①災害時要援護者支援制度　身 療 精

【内　容】災害時に自力で避難ができず、周りの人の支援を必要とする方を対象に要援護者名簿を作成します。要援護者名簿は、地域の自治協力団体、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団といった避難支援等関係者に平常時から提供し、見守り活動などに活用します。災害時には避難誘導、救出活動や安否確認などを行います。

【対象者】①ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯
②介護保険制度による要介護　３～５の方
③身体障害者手帳　１～３級の方
④療育手帳　Ⓐ、Ａ、Ｂの方
⑤精神障害者保健福祉手帳　１、２級の方
⑥外国人などで日本語が不自由な方
⑦その他支援を必要とする方

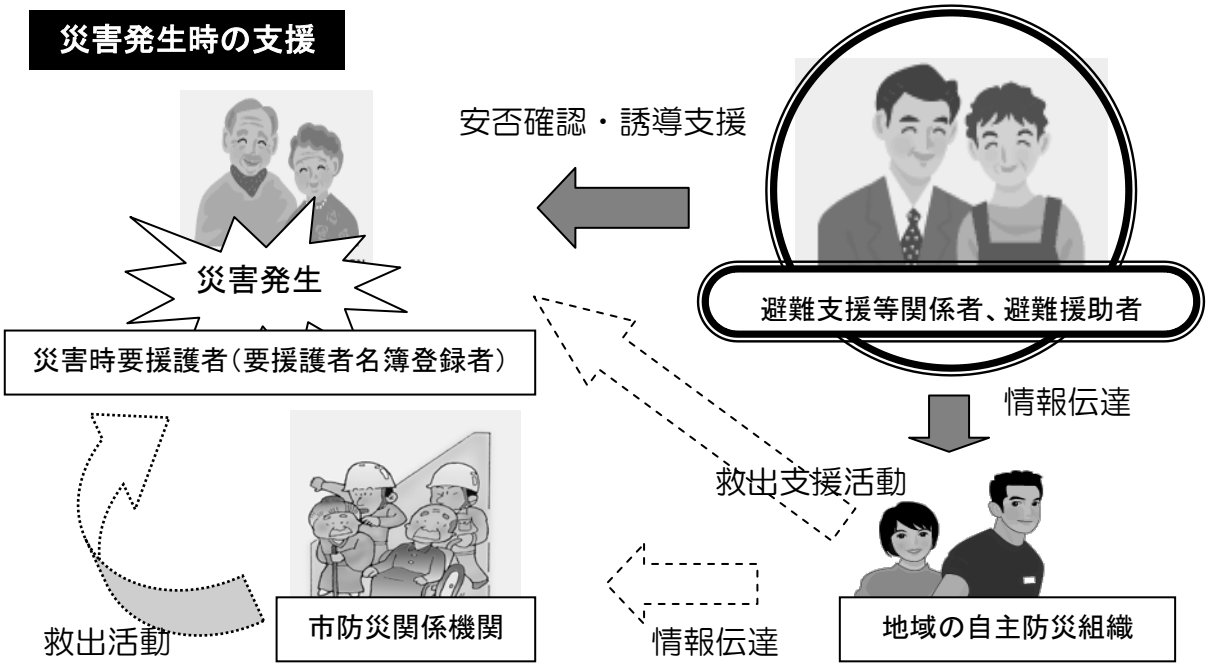

相談窓口　加須市役所　社会福祉課・各総合支所　福祉課

※災害によっては、避難援助者や避難支援等関係者が被災する場合もあるため、必ず支援を受けられる訳ではない事をご理解ください。

障害者のシンボルマーク

	●障害者のための国際シンボルマーク 国際リハビリテーション協会によって、障害のある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通の国際シンボルマークとして定められたものです。特に車いすを利用する障害者を限定し使用されるものではなく、すべての障害のある方を対象としたものです。 関係機関・団体：財団法人日本障害者リハビリテーション協会
	●視覚障害者のための国際シンボルマーク 世界盲人連合が定めた世界共通の国際シンボルマークです。「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない。」とされています。 関係機関・団体：社会福祉法人日本盲人福祉委員会
	●聴覚障害者を表示する国際シンボルマーク 世界ろう連盟が定めた世界共通の国際シンボルマークです。いくつかの国で定期刊行物やポスターに使用されています。またろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されています。 関係機関・団体：世界ろう連盟
	●耳マーク 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は、障害そのものが分かりにくいため誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活上の不安があることから、聞こえないことへの配慮を求める場合などに使用されています。 関係機関・団体：一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
	●ハート・プラスマーク 内部障害や内臓疾患があることを示すマークです。身体に不自由があっても外観からは分からないため、いろいろな場所で「辛い、しんどい」と声に出せず我慢している方がいます。そんな方の存在を視覚的に示し理解の第一歩とするためのマークです。 関係機関・団体：特定非営利活動法人ハート・プラスの会
	●オストメイトマーク オストメイト（人工肛門、人工膀胱を保有する方）を示すマークです。オストメイト対応トイレには、入口に表示されています。オストメイト対応トイレとは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。 関係機関・団体：公益社団法人日本オストミー協会
	●ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬の３種類をいいます。公共施設をはじめ、いろいろな場所で補助犬を受け入れることは、身体障害者補助犬法で義務づけられています。 関係機関・団体：厚生労働省社会・援護局
	●身体障害者標識（四ツ葉のクローバーマーク） 肢体不自由であることを理由に免許に条件が付されている方が、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときに、運転する車に表示する標識です。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に無理に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。 関係機関・団体：各警察署、交通安全協会
	●聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている方が、周囲の運転者に対する注意喚起のため、運転する車に表示する標識です。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に無理に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。 関係機関・団体：各警察署、交通安全協会

【巻末別表第１】　障害者総合支援法対象疾病（難病等）（五十音順）

1	ｱｲｶﾙﾃﾞｨ症候群	84	ｸﾞﾙﾀﾙ酸血症１型	167	成長ﾎﾙﾓﾝ分泌亢進症	250	PCDH19 関連症候群
2	ｱｲｻﾞｯｸｽ症候群	85	ｸﾞﾙﾀﾙ酸血症２型	168	脊髄空洞症	251	肥厚性皮膚骨膜症
3	IgA 腎症	86	ｸﾛｳ・深瀬症候群	169	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	252	非ｼﾞｽﾄﾛﾌｨｰ性ﾐｵﾄﾆｰ症候群
4	IgG4 関連疾患	87	ｸﾛｰﾝ病	170	脊髄髄膜瘤	253	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
5	亜急性硬化性全脳炎	88	ｸﾛﾝｶｲﾄ・ｶﾅﾀﾞ症候群	171	脊髄性筋萎縮症	254	肥大型心筋症
6	ｱｼﾞｿﾝ病	89	痙攣重積型（二相性）急性脳症	172	全身型若年性特発性関節炎	255	ﾋﾞﾀﾐﾝD 依存性くる病/骨軟化症
7	ｱｯｼｬｰ症候群	90	結節性硬化症	173	全身性ｴﾘﾃﾏﾄｰﾃﾞｽ	256	ﾋﾞﾀﾐﾝD 抵抗性くる病/骨軟化症
8	ｱﾄﾋﾟｰ性脊髄炎	91	結節性多発動脈炎	174	先天性横隔膜ﾍﾙﾆｱ	257	ﾋﾞｯｶｰｽﾀｯﾌ脳幹脳炎
9	ｱﾍﾟｰﾙ症候群	92	血栓性血小板減少性紫斑病	175	先天性核上性球麻痺	258	非典型溶血性尿毒症症候群
10	ｱﾐﾛｲﾄﾞｰｼｽ	93	限局性皮質異形成	176	先天性魚鱗癬	259	非特異性多発性小腸潰瘍症
11	ｱﾗｼﾞｰﾙ症候群	94	原発性局所多汗症	177	先天性筋無力症候群	260	皮膚筋炎/多発性筋炎
12	有馬症候群	95	原発性硬化性胆管炎	178	先天性腎性尿崩症	261	びまん性汎細気管支炎
13	ｱﾙﾎﾟｰﾄ症候群	96	原発性高脂血症	179	先天性赤血球形成異常性貧血	262	肥満低換気症候群
14	ｱﾚｷｻﾝﾀﾞｰ病	97	原発性側索硬化症	180	先天性大脳白質形成不全症	263	表皮水疱症
15	ｱﾝｼﾞｪﾙﾏﾝ症候群	98	原発性胆汁性肝硬変	181	先天性風疹症候群	264	ﾋﾙｼｭｽﾌﾟﾙﾝｸﾞ病（全結腸型又は小腸型）
16	ｱﾝﾄﾚｰ・ﾋﾞｸｽﾗｰ症候群	99	原発性免疫不全症候群	182	先天性副腎低形成症	265	ﾌｧｲﾌｧｰ症候群
17	イソ吉草酸血症	100	顕微鏡的大腸炎	183	先天性副腎皮質酵素欠損症	266	ﾌｧﾛｰ四徴症
18	一次性ﾈﾌﾛｰｾﾞ症候群	101	顕微鏡的多発血管炎	184	先天性ﾐｵﾊﾟﾁｰ	267	ﾌｧﾝｺﾆ貧血
19	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	102	高 IgD 症候群	185	先天性無痛無汗症	268	封入体筋炎
20	1p36 欠失症候群	103	好酸球性消化管疾患	186	先天性葉酸吸収不全	269	ﾌｪﾆﾙｹﾄﾝ尿症
21	遺伝性ｼﾞｽﾄﾆｱ	104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	187	前頭側頭葉変性症	270	複合ｶﾙﾎﾞｷｼﾗｰｾﾞ欠損症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	105	好酸球性副鼻腔炎	188	早期ﾐｵｸﾛﾆｰ脳症	271	副甲状腺機能低下症
23	遺伝性膵炎	106	抗糸球体基底膜腎炎	189	総動脈幹遺残症	272	副腎白質ｼﾞｽﾄﾛﾌｨｰ
24	遺伝性鉄芽球性貧血	107	後縦靭帯骨化症	190	総排泄腔遺残	273	副腎皮質刺激ﾎﾙﾓﾝ不応症
25	VATER 症候群	108	甲状腺ﾎﾙﾓﾝ不応症	191	総排泄腔外反症	274	ﾌﾞﾗｳ症候群
26	ｳｨｰﾊﾞｰ症候群	109	拘束型心筋症	192	ｿﾄｽ症候群	275	ﾌﾟﾗﾀﾞｰ・ｳｨﾘ症候群
27	ｳｨﾘｱﾑｽﾞ症候群	110	高ﾁﾛｼﾝ血症１型	193	ﾀﾞｲｱﾓﾝﾄﾞ・ﾌﾞﾗｯｸﾌｧﾝ貧血	276	ﾌﾟﾘｵﾝ病
28	ｳｨﾙｿﾝ病	111	高ﾁﾛｼﾝ血症２型	194	第 14 番染色体父親性ﾀﾞｲｿﾐｰ症候群	277	ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝ酸血症
29	ｳｴｽﾄ症候群	112	高ﾁﾛｼﾝ血症３型	195	大脳皮質基底核変性症	278	PRL 分泌亢進症（高ﾌﾟﾛﾗｸﾁﾝ血症）
30	ｳｪﾙﾅｰ症候群	113	後天性赤芽球癆	196	ﾀﾞｳﾝ症候群	279	閉塞性細気管支炎
31	ｳｫﾙﾌﾗﾑ症候群	114	広範脊柱管狭窄症	197	高安動脈炎	280	ﾍﾞｰﾁｪｯﾄ病
32	ｳﾙﾘｯﾋ病	115	抗ﾘﾝ脂質抗体症候群	198	多系統萎縮症	281	ﾍﾞｽﾚﾑﾐｵﾊﾟﾁｰ
33	HTLV-1 関連脊髄症	116	ｺｹｲﾝ症候群	199	ﾀﾅﾄﾌｫﾘｯｸ骨異形成症	282	ﾍﾊﾟﾘﾝ起因性血小板減少症
34	ATR-X 症候群	117	ｺｽﾃﾛ症候群	200	多発血管炎性肉芽腫症	283	ﾍﾓｸﾛﾏﾄｰｼｽ
35	ADH 分泌異常症	118	骨形成不全症	201	多発性硬化症/視神経脊髄炎	284	ﾍﾟﾘｰ症候群
36	ｴｰﾗｽ・ﾀﾞﾝﾛｽ症候群	119	骨髄異形成症候群	202	多発性嚢胞腎	285	ﾍﾞﾙｰｼﾄﾞ角膜辺縁変性症
37	ｴﾌﾟｽﾀｲﾝ症候群	120	骨髄線維症	203	多脾症候群	286	ﾍﾟﾙｵｷｼｿｰﾑ病（副腎白質ｼﾞｽﾄﾛﾌｨｰを除く）
38	ｴﾌﾟｽﾀｲﾝ病	121	ｺﾞﾅﾄﾞﾄﾛﾋﾟﾝ分泌亢進症	204	ﾀﾝｼﾞｰﾙ病	287	片側巨脳症
39	ｴﾏﾇｴﾙ症候群	122	5p 欠失症候群	205	単心室症	288	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
40	遠位型ﾐｵﾊﾟﾁｰ	123	ｺﾌｨﾝ・ｼﾘｽ症候群	206	弾性線維性仮性黄色腫	289	発作性夜間ﾍﾓｸﾞﾛﾋﾞﾝ尿症
41	円錐角膜	124	ｺﾌｨﾝ・ﾛｰﾘｰ症候群	207	短腸症候群	290	ﾎﾟﾙﾌｨﾘﾝ症
42	黄色靭帯骨化症	125	混合性結合組織病	208	胆道閉鎖症	291	ﾏﾘﾈｽｺ・ｼｪｰｸﾞﾚﾝ症候群
43	黄斑ｼﾞｽﾄﾛﾌｨｰ	126	鰓耳腎症候群	209	遅発性内ﾘﾝﾊﾟ水腫	292	ﾏﾙﾌｧﾝ症候群
44	大田原症候群	127	再生不良性貧血	210	ﾁｬｰｼﾞ症候群	293	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ﾆｭｰﾛﾊﾟﾁｰ

45	ｵｸｼﾋﾟﾀﾙ･ﾎｰﾝ症候群	128	ｻｲﾄﾒｶﾞﾛｳｨﾙｽ角膜内皮炎	211	中隔視神経形成異常症/ﾄﾞﾓﾙｼｱ症候群	294	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
46	ｵｽﾗｰ病	129	再発性多発軟骨炎	212	中毒性表皮壊死症	295	慢性再発性多発性骨髄炎
47	ｶｰﾆｰ複合	130	左心低形成症候群	213	腸管神経節細胞僅少症	296	慢性膵炎
48	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	131	ｻﾙｺｲﾄﾞｰｼｽ	214	TSH 分泌亢進症	297	慢性特発性偽性腸閉塞症
49	潰瘍性大腸炎	132	三尖弁閉鎖症	215	TNF 受容体関連周期性症候群	298	ﾐｵｸﾛﾆｰ欠神てんかん
50	下垂体前葉機能低下症	133	CFC 症候群	216	低ﾎｽﾌｧﾀｰｾﾞ症	299	ﾐｵｸﾛﾆｰ脱力発作を伴うてんかん
51	家族性地中海熱	134	ｼｪｰｸﾞﾚﾝ症候群	217	天疱瘡	300	ﾐﾄｺﾝﾄﾞﾘｱ病
52	家族性良性慢性天疱瘡	135	色素性乾皮症	218	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	301	無脾症候群
53	化膿性無菌性関節炎･壊疽性膿皮症･ｱｸﾈ症候群	136	自己貪食空胞性ﾐｵﾊﾟﾁｰ	219	特発性拡張型心筋症	302	無βﾘﾎﾟﾀﾝﾊﾟｸ血症
54	歌舞伎症候群	137	自己免疫性肝炎	220	特発性間質性肺炎	303	ﾒｰﾌﾟﾙｼﾛｯﾌﾟ尿症
55	ｶﾞﾗｸﾄｰｽｰ1ｰﾘﾝ酸ｳﾘｼﾞﾙﾄﾗﾝｽﾌｪﾗｰｾﾞ欠損症	138	自己免疫性出血病XIII	221	特発性基底核石灰化症	304	ﾒﾁﾙﾏﾛﾝ酸血症
56	加齢黄斑変性	139	自己免疫性溶血性貧血	222	特発性血小板減少性紫斑病	305	ﾒﾋﾞｳｽ症候群
57	肝型糖原病	140	ｼﾄｽﾃﾛｰﾙ血症	223	特発性後天性全身性無汗症	306	ﾒﾝｹｽ病
58	間質性膀胱炎(ﾊﾝﾅ型)	141	紫斑病性腎炎	224	特発性大腿骨頭壊死症	307	網膜色素変性症
59	環状 20 番染色体症候群	142	脂肪萎縮症	225	特発性門脈圧亢進症	308	もやもや病
60	関節ﾘｳﾏﾁ	143	若年性肺気腫	226	特発性両側性感音難聴	309	ﾓﾜｯﾄ･ｳｲﾙｿﾝ症候群
61	完全大血管転位症	144	ｼｬﾙｺｰ･ﾏﾘｰ･ﾄｩｰｽ病	227	突発性難聴	310	薬剤性過敏症症候群
62	眼皮膚白皮症	145	重症筋無力症	228	ﾄﾞﾗﾍﾞ症候群	311	ﾔﾝｸﾞ･ｼﾝﾌﾟｿﾝ症候群
63	偽性副甲状腺機能低下症	146	修正大血管転位症	229	中條･西村症候群	312	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
64	ｷﾞｬﾛｳｪｲ･ﾓﾜﾄ症候群	147	ｼｭﾜﾙﾂ･ﾔﾝﾍﾟﾙ症候群	230	那須･ﾊｺﾗ病	313	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
65	急性壊死性脳症	148	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	231	軟骨無形成症	314	4p 欠失症候群
66	急性網膜壊死	149	神経細胞移動異常症	232	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	315	ﾗｲｿｿﾞｰﾑ病
67	球脊髄性筋萎縮症	150	神経軸索ｽﾌｪﾛｲﾄﾞ形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	233	22q11.2 欠失症候群	316	ﾗｽﾑｯｾﾝ脳炎
68	急速進行性糸球体腎炎	151	神経線維腫症	234	乳幼児肝巨大血管腫	317	ﾗﾝｹﾞﾙﾊﾝｽ細胞組織球症
69	強直性脊椎炎	152	神経ﾌｪﾘﾁﾝ症	235	尿素ｻｲｸﾙ異常症	318	ﾗﾝﾄﾞｳ･ｸﾚﾌﾅｰ症候群
70	強皮症	153	神経有棘赤血球症	236	ﾇｰﾅﾝ症候群	319	ﾘｼﾞﾝ尿性蛋白不耐症
71	巨細胞性動脈炎	154	進行性核上性麻痺	237	脳腱黄色腫症	320	両側性小耳症･外耳道閉鎖症
72	巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変)	155	進行性骨化性線維異形成症	238	脳表ﾍﾓｼﾞﾃﾞﾘﾝ沈着症	321	両大血管右室起始症
73	巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変)	156	進行性多巣性白質脳症	239	膿疱性乾癬	322	ﾘﾝﾊﾟ管腫症/ｺﾞｰﾊﾑ病
74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	157	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	240	嚢胞性線維症	323	ﾘﾝﾊﾟ脈管筋腫症
75	巨大ﾘﾝﾊﾟ管奇形(頚部顔面病変)	158	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	241	ﾊﾟｰｷﾝｿﾝ病	324	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む)
76	筋萎縮性側索硬化症	159	ｽﾀｰｼﾞ･ｳｪｰﾊﾞｰ症候群	242	ﾊﾞｰｼﾞｬｰ病	325	ﾙﾋﾞﾝｼｭﾀｲﾝ･ﾃｲﾋﾞ症候群
77	筋型糖原病	160	ｽﾃｨｰｳﾞﾝｽ･ｼﾞｮﾝｿﾝ症候群	243	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	326	ﾚｰﾍﾞﾙ遺伝性視神経症
78	筋ｼﾞｽﾄﾛﾌｨｰ	161	ｽﾐｽ･ﾏｷﾞﾆｽ症候群	244	肺動脈性肺高血圧症	327	ﾚｼﾁﾝｺﾚｽﾃﾛｰﾙｱｼﾙﾄﾗﾝｽﾌｪﾗｰｾﾞ欠損症
79	ｸｯｼﾝｸﾞ病	162	ｽﾓﾝ	245	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	328	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
80	ｸﾘｵﾋﾟﾘﾝ関連周期熱症候群	163	脆弱Ｘ症候群	246	肺胞低換気症候群	329	ﾚｯﾄ症候群
81	ｸﾘｯﾍﾟﾙ･ﾄﾚﾉｰﾈｰ･ｳｪｰﾊﾞｰ症候群	164	脆弱X症候群関連疾患	247	ﾊﾞｯﾄﾞ･ｷｱﾘ症候群	330	ﾚﾉｯｸｽ･ｶﾞｽﾄｰ症候群
82	ｸﾙｰｿﾞﾝ症候群	165	正常圧水頭症	248	ﾊﾝﾁﾝﾄﾝ病	331	ﾛｽﾑﾝﾄﾞ･ﾄﾑｿﾝ症候群
83	ｸﾞﾙｺｰｽﾄﾗﾝｽﾎﾟｰﾀｰ 1 欠損症	166	成人ｽﾁﾙ病	249	汎発性特発性骨増殖症	332	肋骨異常を伴う先天性側弯症

【巻末別表第２】　指定難病一覧（指定難病に係る医療給付制度）

（告示番号順）

この表は、指定難病医療給付制度の対象となる病気の一覧です。それ以外の制度の対象者として「難病」とある場合は、この一覧ではなく、巻末別表第１の障害者総合支援法対象疾病（難病等）を指します。

1	球脊髄性筋萎縮症	78	下垂体前葉機能低下症	155	ﾗﾝﾄﾞｳ･ｸﾚﾌﾅｰ症候群	232	ｶｰﾆｰ複合
2	筋萎縮性側索硬化症	79	家族性高ｺﾚｽﾃﾛｰﾙ血症(ﾎﾓ接合体)	156	ﾚｯﾄ症候群	233	ｳｫﾙﾌﾗﾑ症候群
3	脊髄性筋萎縮症	80	甲状腺ﾎﾙﾓﾝ不応症	157	ｽﾀｰｼﾞ･ｳｪｰﾊﾞｰ症候群	234	ﾍﾟﾙｵｷｼｿｰﾑ病(副腎白質ｼﾞｽﾄﾛﾌｨｰを除く。)
4	原発性側索硬化症	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	158	結節性硬化症	235	副甲状腺機能低下症
5	進行性核上性麻痺	82	先天性副腎低形成症	159	色素性乾皮症	236	偽性副甲状腺機能低下症
6	ﾊﾟｰｷﾝｿﾝ病	83	ｱｼﾞｿﾝ病	160	先天性魚鱗癬	237	副腎皮質刺激ﾎﾙﾓﾝ不応症
7	大脳皮質基底核変性症	84	ｻﾙｺｲﾄﾞｰｼｽ	161	家族性良性慢性天疱瘡	238	ﾋﾞﾀﾐﾝ D 抵抗性くる病/骨軟化症
8	ﾊﾝﾁﾝﾄﾝ病	85	特発性間質性肺炎	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	239	ﾋﾞﾀﾐﾝ D 依存性くる病/骨軟化症
9	神経有棘赤血球症	86	肺動脈性肺高血圧症	163	特発性後天性全身性無汗症	240	ﾌｪﾆﾙｹﾄﾝ尿症
10	ｼｬﾙｺｰ･ﾏﾘｰ･ﾄｩｰｽ病	87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	164	眼皮膚白皮症	241	高ﾁﾛｼﾝ血症１型
11	重症筋無力症	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	165	肥厚性皮膚骨膜症	242	高ﾁﾛｼﾝ血症２型
12	先天性筋無力症候群	89	ﾘﾝﾊﾟ脈管筋腫症	166	弾性線維性仮性黄色腫	243	高ﾁﾛｼﾝ血症３型
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	90	網膜色素変性症	167	ﾏﾙﾌｧﾝ症候群	244	ﾒｰﾌﾟﾙｼﾛｯﾌﾟ尿症
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ﾆｭｰﾛﾊﾟﾁｰ	91	ﾊﾞｯﾄﾞ･ｷｱﾘ症候群	168	ｴｰﾗｽ･ﾀﾞﾝﾛｽ症候群	245	ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝ酸血症
15	封入体筋炎	92	特発性門脈圧亢進症	169	ﾒﾝｹｽ病	246	ﾒﾁﾙﾏﾛﾝ酸血症
16	ｸﾛｳ･深瀬症候群	93	原発性胆汁性肝硬変	170	ｵｸｼﾋﾟﾀﾙ･ﾎｰﾝ症候群	247	ｲｿ吉草酸血症
17	多系統萎縮症	94	原発性硬化性胆管炎	171	ｳｨﾙｿﾝ病	248	ｸﾞﾙｺｰｽﾄﾗﾝｽﾎﾟｰﾀｰ１欠損症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	95	自己免疫性肝炎	172	低ﾎｽﾌｧﾀｰｾﾞ症	249	ｸﾞﾙﾀﾙ酸血症１型
19	ﾗｲｿﾞｰﾑ病	96	ｸﾛｰﾝ病	173	VATER 症候群	250	ｸﾞﾙﾀﾙ酸血症２型
20	副腎白質ｼﾞｽﾄﾛﾌｨｰ	97	潰瘍性大腸炎	174	那須･ﾊｺﾗ病	251	尿素ｻｲｸﾙ異常症
21	ﾐﾄｺﾝﾄﾞﾘｱ病	98	好酸球性消化管疾患	175	ｳｨｰﾊﾞｰ症候群	252	ﾘｼﾞﾝ尿性蛋白不耐症
22	もやもや病	99	慢性特発性偽性腸閉塞症	176	ｺﾌｨﾝ･ﾛｰﾘｰ症候群	253	先天性葉酸吸収不全
23	ﾌﾟﾘｵﾝ病	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	177	有馬症候群	254	ﾎﾟﾙﾌｨﾘﾝ症
24	亜急性硬化性全脳炎	101	腸管神経節細胞僅少症	178	ﾓﾜｯﾄ･ｳｨﾙｿﾝ症候群	255	複合ｶﾙﾎﾞｷｼﾗｰｾﾞ欠損症
25	進行性多巣性白質脳症	102	ﾙﾋﾞﾝｼｭﾀｲﾝ･ﾃｲﾋﾞ症候群	179	ｳｨﾘｱﾑｽﾞ症候群	256	筋型糖原病
26	HTLV-1 関連脊髄症	103	CFC 症候群	180	ATR-X 症候群	257	肝型糖原病
27	特発性基底核石灰化症	104	ｺｽﾃﾛ症候群	181	ｸﾙｰｿﾞﾝ症候群	258	ｶﾞﾗｸﾄｰｽｰ1ｰﾘﾝ酸ｳﾘｼﾞﾙﾄﾗﾝｽﾌｪﾗｰｾﾞ欠損症
28	全身性ｱﾐﾛｲﾄﾞｰｼｽ	105	ﾁｬｰｼﾞ症候群	182	ｱﾍﾟｰﾙ症候群	259	ﾚｼﾁﾝｺﾚｽﾃﾛｰﾙｱｼﾙﾄﾗﾝｽﾌｪﾗｰｾﾞ欠損症
29	ｳﾙﾘｯﾋ病	106	ｸﾘﾎﾟﾘﾝ関連周期熱症候群	183	ﾌｧｲﾌｧｰ症候群	260	ｼﾄｽﾃﾛｰﾙ血症
30	遠位型ﾐｵﾊﾟﾁｰ	107	全身型若年性特発性関節炎	184	ｱﾝﾄﾚｰ･ﾋﾞｸｽﾗｰ症候群	261	ﾀﾝｼﾞｰﾙ病
31	ﾍﾞｽﾚﾑﾐｵﾊﾟﾁｰ	108	TNF 受容体関連周期性症候群	185	ｺﾌｨﾝ･ｼﾘｽ症候群	262	原発性高ｶｲﾛﾐｸﾛﾝ血症
32	自己貪食空胞性ﾐｵﾊﾟﾁｰ	109	非典型溶血性尿毒症症候群	186	ﾛｽﾑﾝﾄﾞ･ﾄﾑｿﾝ症候群	263	脳腱黄色腫症
33	ｼｭﾜﾙﾂ･ﾔﾝﾍﾟﾙ症候群	110	ﾌﾞﾗｳ症候群	187	歌舞伎症候群	264	無βﾘﾎﾟﾀﾝﾊﾟｸ血症
34	神経線維腫症	111	先天性ﾐｵﾊﾟﾁｰ	188	多脾症候群	265	脂肪萎縮症
35	天疱瘡	112	ﾏﾘﾈｽｺ･ｼｪｰｸﾞﾚﾝ症候群	189	無脾症候群	266	家族性地中海熱
36	表皮水疱症	113	筋ｼﾞｽﾄﾛﾌｨｰ	190	鰓耳腎症候群	267	高 IgD 症候群
37	膿疱性乾癬(汎発型)	114	非ｼﾞｽﾄﾛﾌｨｰ性ﾐｵﾄﾆｰ症候群	191	ｳｪﾙﾅｰ症候群	268	中條･西村症候群
38	ｽﾃｨｰｳﾞﾝｽ･ｼﾞｮﾝｿﾝ症候群	115	遺伝性周期性四肢麻痺	192	ｺｹｲﾝ症候群	269	化膿性無菌性関節炎･壊疽性膿皮症･ｱｸﾈ症候群

39	中毒性表皮壊死症	116	ｱﾄﾋﾟｰ性脊髄炎	193	ﾌﾟﾗﾀﾞｰ・ｳｨﾘ症候群	270	慢性再発性多発性骨髄炎
40	高安動脈炎	117	脊髄空洞症	194	ｿﾄｽ症候群	271	強直性脊椎炎
41	巨細胞性動脈炎	118	脊髄髄膜瘤	195	ﾇｰﾅﾝ症候群	272	進行性骨化性線維異形成症
42	結節性多発動脈炎	119	ｱｲｻﾞｯｸｽ症候群	196	ﾔﾝｸﾞ・ｼﾝﾌﾟｿﾝ症候群	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
43	顕微鏡的多発血管炎	120	遺伝性ｼﾞｽﾄﾆｱ	197	1p36 欠失症候群	274	骨形成不全症
44	多発血管炎性肉芽腫症	121	神経ﾌｪﾘﾁﾝ症	198	4p 欠失症候群	275	ﾀﾅﾄﾌｫﾘｯｸ骨異形成症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	122	脳表ﾍﾓｼﾞﾃﾞﾘﾝ沈着症	199	5p 欠失症候群	276	軟骨無形成症
46	悪性関節ﾘｳﾏﾁ	123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	200	第 14 番染色体父親性ﾀﾞｲｿﾐｰ症候群	277	ﾘﾝﾊﾟ管腫症/ｺﾞｰﾊﾑ病
47	ﾊﾞｰｼﾞｬｰ病	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	201	ｱﾝｼﾞｪﾙﾏﾝ症候群	278	巨大ﾘﾝﾊﾟ管奇形(頚部顔面病変)
48	原発性抗ﾘﾝ脂質抗体症候群	125	神経軸索ﾌｪﾛｲﾄﾞ形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	202	ｽﾐｽ・ﾏｷﾆｽ症候群	279	巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変)
49	全身性ｴﾘﾃﾏﾄｰﾃﾞｽ	126	ﾍﾟﾘｰ症候群	203	22q11.2 欠失症候群	280	巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変)
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	127	前頭側頭葉変性症	204	ｴﾏﾇｴﾙ症候群	281	ｸﾘｯﾍﾟﾙ・ﾄﾚﾉｰ・ｳｪｰﾊﾞｰ症候群
51	全身性強皮症	128	ﾋﾞｯｶｰｽﾀｯﾌ脳幹脳炎	205	脆弱Ｘ症候群関連疾患	282	先天性赤血球形成異常性貧血
52	混合性結合組織病	129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	206	脆弱Ｘ症候群	283	後天性赤芽球癆
53	ｼｪｰｸﾞﾚﾝ症候群	130	先天性無痛無汗症	207	総動脈幹遺残症	284	ﾀﾞｲｱﾓﾝﾄﾞ・ﾌﾞﾗｯｸﾌｧﾝ貧血
54	成人ｽﾁﾙ病	131	ｱﾚｷｻﾝﾀﾞｰ病	208	修正大血管転位症	285	ﾌｧﾝｺﾆ貧血
55	再発性多発軟骨炎	132	先天性核上性球麻痺	209	完全大血管転位症	286	遺伝性鉄芽球性貧血
56	ﾍﾞｰﾁｪｯﾄ病	133	ﾒﾋﾞｳｽ症候群	210	単心室症	287	ｴﾌﾟｽﾀｲﾝ症候群
57	特発性拡張型心筋症	134	中隔視神経形成異常症/ﾄﾞﾓﾙｼｱ症候群	211	左心低形成症候群	288	自己免疫性出血病 XIII
58	肥大型心筋症	135	ｱｲｶﾙﾃﾞｨ症候群	212	三尖弁閉鎖症	289	ｸﾛﾝｶｲﾄ・ｶﾅﾀﾞ症候群
59	拘束型心筋症	136	片側巨脳症	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	290	非特異性多発性小腸潰瘍症
60	再生不良性貧血	137	限局性皮質異形成	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	291	ﾋﾙｼｭｽﾌﾟﾙﾝｸﾞ病(全結腸型又は小腸型)
61	自己免疫性溶血性貧血	138	神経細胞移動異常症	215	ﾌｧﾛｰ四徴症	292	総排泄腔外反症
62	発作性夜間ﾍﾓｸﾞﾛﾋﾞﾝ尿症	139	先天性大脳白質形成不全症	216	両大血管右室起始症	293	総排泄腔遺残
63	特発性血小板減少性紫斑病	140	ﾄﾞﾗﾍﾞ症候群	217	ｴﾌﾟｽﾀｲﾝ病	294	先天性横隔膜ﾍﾙﾆｱ
64	血栓性血小板減少性紫斑病	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	218	ｱﾙﾎﾟｰﾄ症候群	295	乳幼児肝巨大血管腫
65	原発性免疫不全症候群	142	ﾐｵｸﾛﾆｰ欠神てんかん	219	ｷﾞｬﾛｳｪｲ・ﾓﾜﾄ症候群	296	胆道閉鎖症
66	IgA 腎症	143	ﾐｵｸﾛﾆｰ脱力発作を伴うてんかん	220	急速進行性糸球体腎炎	297	ｱﾗｼﾞｰﾙ症候群
67	多発性嚢胞腎	144	ﾚﾉｯｸｽ・ｶﾞｽﾄｰ症候群	221	抗糸球体基底膜腎炎	298	遺伝性膵炎
68	黄色靱帯骨化症	145	ｳｴｽﾄ症候群	222	一次性ﾈﾌﾛｰｾﾞ症候群	299	嚢胞性線維症
69	後縦靱帯骨化症	146	大田原症候群	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	300	IgG4 関連疾患
70	広範脊柱管狭窄症	147	早期ﾐｵｸﾛﾆｰ脳症	224	紫斑病性腎炎	301	黄斑ｼﾞｽﾄﾛﾌｨｰ
71	特発性大腿骨頭壊死症	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	225	先天性腎性尿崩症	302	ﾚｰﾍﾞﾙ遺伝性視神経症
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	226	間質性膀胱炎(ﾊﾝﾅ型)	303	ｱｯｼｬｰ症候群
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	150	環状 20 番染色体症候群	227	ｵｽﾗｰ病	304	若年発症型両側性感音難聴
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	151	ﾗｽﾑｯｾﾝ脳炎	228	閉塞性細気管支炎	305	遅発性内ﾘﾝﾊﾟ水腫
75	ｸｯｼﾝｸﾞ病	152	PCDH19 関連症候群	229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	306	好酸球性副鼻腔炎
76	下垂体性ｺﾞﾅﾄﾞﾄﾛﾋﾟﾝ分泌亢進症	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	230	肺胞低換気症候群		
77	下垂体性成長ﾎﾙﾓﾝ分泌亢進症	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	231	α1-ｱﾝﾁﾄﾘﾌﾟｼﾝ欠乏症		

発行　加須市（平成27年10月）
編集　加須市福祉部障がい者福祉課
〒347-8501　加須市下三俣290
電話　0480－62－1111（代表）
FAX　0480－61－4281
E-mail shogaisha@city.kazo.lg.jp
HP　http://www.city.kazo.lg.jp/